

**特集**

## 地域自治組織による 住民本位のまちづくり

〔寄稿1〕地域自治組織の新たな潮流と可能性  
 〈地域創発の場づくりと自走する地域自治組織へ〉……………16  
 首都大学東京大学院社会科学部教授 ● 大杉 寛

〔寄稿2〕誰もがまちづくり活動に参加できる  
 新たなシステムの構築を目指して……………19  
 越前市長 ● 奈良俊幸

〔寄稿3〕What's 豊中スタイル?……………22  
 豊中市長 ● 浅利敬一郎

〔寄稿4〕小規模多機能自治によるまちづくり……………25  
 雲南市長 ● 速水雄一

〔寄稿5〕西予市版小規模多機能自治への挑戦……………28  
 西予市長 ● 三好幹一

■とっておき! 美しい都市の景観……………3  
 「吹割の滝」沼田市(群馬県)

■食から考える カ・ラ・ダ いきいきライフ(服部幸應 監修)……………4  
 だしをたっぷり吸ったホウレン草の甘味を味わう ホウレン草おひたしの砵巻き

■市長座談会……………5  
 多面的機能を持つ都市農業を振興する

座談会出席市長 ● 練馬区長・前川耀男 / 川口市長・奥ノ木信夫 /  
 八尾市長・田中誠太 / 伊丹市長・藤原保幸  
 司会・コーディネーター ● 日本経済新聞元論説委員・井上 繁

表紙イラスト: 山本 陽  
 本文イラスト: 川名 京

## 市政ルポ……………38



湖南省 (滋賀県)  
 協働と支え合いを目指す  
 絆のまちづくり

湖南省長 ● 谷畑英吾

**動き**

■世界の動き／傲慢姿勢に嫌中拡大―習主席訪米

時事通信社元解説委員長 ●金重 紘…………… 32

■経済の動き／TPPと地域経済

東京大学大学院教授 ●伊藤元重…………… 34

■自治の動き／沖縄からの訴え

ジャーナリスト ●松本克夫…………… 36

■マイ・プライベート・タイム…………… 44

人生二度なし

丹波市長 ●辻 重五郎…………… 44

■わが市を語る…………… 48

◆笑顔でふれ合う、和やかなまちをめざして

野々市市長 ●粟 貴章…………… 48

◆全国に先駆けた地方創生のモデルを目指す

飯能市長 ●大久保 勝…………… 48

◆新たな「新宮市」が誕生して10年

「人輝き文化奏でる都市」の実現を目指す

新宮市長 ●田岡実千年…………… 48

◆ガラパゴスな資源・人財を磨き

次世代につなぐ元氣創造のまちづくり

須崎市長 ●楠瀬耕作…………… 48

■時代を駆け抜けた偉人たち…………… 56

お奉行日和 民政家 川路聖謨 ⑧ 絶倒

作家 ●出久根達郎…………… 56

■編集後記…………… 60

■市政ギャラリー 都市の素顔…………… 61

「今治市」(愛媛県)

■都市のリスクマネジメント……………46

自治体と情報セキュリティ

明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長 ●中邨 章

■全国市長会の動き― Mayors' Action……………58

■これぞ！イチオシ(上越市)……………60



# 多面的機能を持つ 都市農業を振興する



ふじわら やすゆき  
**藤原 保幸**  
いたみ  
伊丹市長(兵庫県)



たなか せいいち  
**田中 誠太**  
やお  
八尾市長(大阪府)



おくのきのぶお  
**奥ノ木 信夫**  
かわぐち  
川口市市長(埼玉県)



まえかわ あきお  
**前川 燿男**  
ねりま  
練馬区長(東京都)

司会・コーディネーター

いのうえ しげる  
**井上 繁**

日本経済新聞元論説委員

都市圏に距離的に近いメリットを生かし、大消費地に新鮮な農産物を供給することはもとより、地域における貴重な緑空間、災害時の防災空間、農業体験などを通じた、住民に対する農業への理解の醸成など、都市農業・農地は多面的効果を地域にもたらしています。近年は都市化の進展に伴い、都市農地の減少傾向が続いていますが、今年の4月に議員立法による「都市農業振興基本法」が成立、都市農業の振興に向けて重要な局面を迎えています。

座談会では、都市農業の振興に取り組む前川・練馬区長、奥ノ木・川口市長、田中・八尾市長、藤原・伊丹市長にお集まりいただき、それぞれの都市農業の現状と取り組み内容、都市農業の公共的意義、今後の展望などについて、幅広くお話しいただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)

東京の都心の近くにこれだけの農地があり、生きた農業が行われていることは、練馬区はもちろん東京都にとっても大きな資産です。



前川 輝男  
練馬区長(東京都)

### 都市農業の現状と振興策

**井上** 今年の4月に「都市農業振興基本法」が成立しましたが、多様な機能を持つている都市農業をいかに振興し、農地の減少傾向に歯止めを掛けるか、大都市近郊の多くの自治体が頭を悩ませていることと思います。それでは、まず各都市の都市農業の現状と取り組みについてお話

してください。

**前川** 練馬区内の農地は、東京23区全体のおよそ4割を占める約224ha。世界を代表する大都市・東京の都心近くにこれだけの農地があり、農業従事者が精力的に生産活動を行っていています。これはある意味奇跡的なことであると同時に、練馬区はもちろんのこと、東京都においても貴重な資産ではないか。昨年の4月に区長に就任して以来、改めてそのような認識を持ちました。

しかも、特筆すべきは、区内の都市農業はビジネスとしても十分に成り立っているという事実です。中でも生産者の指導の下、種まきから収穫まで、農作業全体が体験できる「農業体験農園」はその典型。参加者からの受講料のほかに、区も若干の補助を行っているものの、経営的には非常に安定しており、国からも注目されています。まさに都市農業ならではの、先進的な農業経営の一方策といえるでしょう。

さらに、夏季に開園されるブルーベリー農園は身近な夏休みのファミリーレジャーとして人気を集めていますし、新鮮で安全な農産物が気軽に購入できる直売所が300カ所も設置され、区民から大変喜ばれています。

とはいえ、そんな練馬区でも宅地化農地を



先進的な農業経営の一方策として注目を集める「農業体験農園」(練馬区)

中心に、区内の農地面積が年々減少しているのが現実です。農産物の供給にとどまらず、環境保全や防災、景観形成などさまざまな機能を持つ都市農地の保全は区としても重要な課題です。その観点から、国家戦略特区における事業提案を東京都と共同で行ったほか、他都市と連携して、都市農業振興基本法の成立に向けてへの働き掛けも懸命に行いました。

**奥ノ木** 川口市は、江戸時代からの伝統を誇る植木業や花きの栽培が盛んな地域です。さらに、つまもの野菜として知られるぼうふうは、京浜市場の9割以上を川口産が占めています。このように、大消費地である東京(江戸)の近郊地として、川口市の都市農業は独自の発展を遂げてきました。しかし、近年は都市化の波に押され、昭和40年から平成17年までの40年間で、農地、生産者はともに4分の1にまで激減して



市内小・中学校を対象とした「みどりの学校ファーム」の様子(川口市)

います。さらにこの傾向が続き、都市の緑地が減少すると、防災や景観、教育環境など、さまざまな分野にも大きな影響を及ぼしてしまいうことから、市ではその対策として、平成23年に「川口市農業基本計画」を策定しました。

現在、この計画に基づき、伝統ある川口の農のブランドを生かして、川口農業のPRを戦略的に推進する「川口ブランド推進プロジェクト」、市民農園、観光農園、学校ファームなどを設置し、農・緑・住一体のまちづくりを進める「わたしの好きな農のまちづくりプロジェクト」、朝市の開催、新規直売所の設置、さらには植木産業で知られる安行地区の個性あふれる庭園をオープンガーデン化する「ぐっとくる農のまちPRプロジェクト」、他都市などと連携を図り、国や関係諸団体へ働きかける「地域連携プロジェクト」という4つのリーディングプロジェクトを展開しています。

併せて、私が市長に就任してから、積極的に取り組んでいるのが、地産地消運動です。川口産の農産物、特産品をもっと市民に知ってもら



奥ノ木 信夫  
川口市長(埼玉県)

## 農地、生産者の減少を 食い止めるため、「川口ブランド 推進プロジェクト」をはじめ 4つのリーディングプロジェクトを 展開しています。

おうと、私自身がいわば営業部長となってPR活動を進めています。

**田中** 八尾市はもともと豊かな水田地帯でしたが、江戸時代に行われた大和川の付け替えにより、新たに195haもの農地が増えました。以後、水はけの良い砂質の土壌を生かして、明治の中ごろまで綿花の生産が盛んに行われたほか、今では、若ごぼう、えだまめといった特産

地場野菜の生産が行われています。

八尾市ではこうした地場の野菜を売り出そうと、「味力(みりょく)をうみだす農業の振興」を旗印に、冊子やイベントを通じて情報発信に努めているほか、八尾野菜のブランド化にも取り組んでいます。3年もの期間を要しましたが、平成25年には「八尾若ごぼう」として地域団体商標の登録に成功、知名度アップと消費拡大に向けた取り組みを行っており、さらには「八尾えだまめ」の知名度アップにも力を入れています。

また、生産量や収穫時期との兼ね合いもあり、難しい面もありますが、八尾野菜を取り入れた学校給食の提供など、地産地消にも取り組んでいます。

一方、八尾市の都市農業において問題になっているのは、耕作放棄地の増加です。不法投棄を招いたり、都市景観にも影響を与えることから、市が貸し借りを仲介する形で「八尾市農地バンク制度」を設けていますが、なかなか進展していないのが現状です。農地を貸すことに抵抗感を覚える生産者に対して、さらに説明を尽くしていく必要性を感じています。

**藤原** 10年前に初めて市長選に出る際に、私がマニフェストの一つに掲げたのが、都市農業の振興でした。市内の農地をすべて合わせても、その面積は伊丹空港にも及ばない。農家の数も年々減少している。その中で、なぜ都市農業を振興する必要があるのだという声があったのも事実です。

現に、この10年間で農産物直売所の設置、市民農園や観光農園の開園、農産物のブランド化などの取り組みを進めてきましたが、農家数の割合も、農業産出額の割合も、市全体の



八尾市の特産地場野菜である「八尾えだまめ」と「八尾若ごぼう」(八尾市)



大きな課題です。

ただし、そのためには、税制をはじめ、関連の諸制度を抜本的に変えなければいけません。私は旧建設省で長らく都市開発を担当したこともあるのですが、戦後、急速に人口が集中した首都圏や関西圏の住宅不足の解消のため、国策として市街化区域内農地の宅地化が推進されました。これを促進する上で活用されたのが、宅地課税や相続課税でした。

確かに、大都市圏の人口集中傾向が続いたバブル時代までは、こうした国の政策も仕方的な

都市農業をほかの分野の政策と組み合わせることで、まち全体の活性化にもつなげることができると考えています。



田中 誠太  
八尾市長(大阪府)

い面がありました。今では人口集中も緩和し、農地の宅地化の必要性はほとんどなくなっています。にもかかわらず、制度自体が従来のままであるために、いまだに農地の減少に歯止めが掛かっていないのが現状です。都市農業振興基本法は成立しましたが、具体的に税制などをどう変えていくかは、大きな課題として残っています。

### まちの魅力創造する地域資源

井上 それぞれ都市農業や農地は、欠かせない存在であることが分かりました。ではその都市

農業や農地自体を、どのように地域の活性化に生かそうとされておられるのかについて、お聞きしたいと思います

**奥ノ木** 大都市近郊という地の利を十分に生かしたPRは非常に効果的です。事実、川口市では、東京都心まで続く地下鉄の相互乗り入れなどを利用して、沿線上の駅近くで川口産の農産物、特産品のPRを展開したり、沿線の方々を川口での祭りやイベントにお招きして、販売活動を行ったりしています。

**前川** 地域活性化という観点でいえば、今でも練馬区は人口が増え続けています。とはいえ、人口が増えて、財政が豊かになるだけで十分なのか。むしろ、都心の近くで、これだけの農地を舞台に、「生きた農業」が行われている状況をこれからも維持していくことが、練馬区の魅力の向上、活性化につながっていくのではないかと思います。せつかく2020年にオリンピック・パラリンピックが東京で開催されるわけですから、これに併せて、「世界都市農業サミット」を開催し、新しい都市文化としての都市農業の在り方を世界に訴えたいと考えています。

**藤原** 私も都市農業は地域の魅力を高める上で、欠かせない要素だと考えています。特に、現在は住まい手がまちを選ぶ時代です。教育や医療環境などと並んで、農地による緑地空間も、住むまちを選ぶ重要な条件になってくることでしょう。これは、定住人口をいかに増やすかという「地方創生」にも深くかかわってくる問題です。その意味では都市農業を狭い意味での産業政策としてのみとらえるのではなく、むしろまちの魅力を生み出す、地域資源としても考えるべきだと思います。

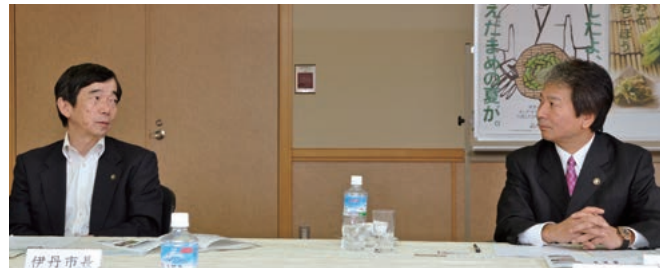


藤原 保幸  
伊丹市長(兵庫県)

都市農業を産業政策としてとらえるのではなく、むしろまちの魅力を生み出す、地域資源としても考えるべきでしょう。

**田中** 同感です。八尾市でも、情報発信やグルメイベントの開催により、農業や地元産品の振興を図っていますが、ここにとどまるのではなく、都市農業をほかの分野の政策と積極的に組み合わせることで、まち全体の活性化にもつなげることができると考えています。

例えば、八尾市では小学校区ごとに、身近な地域課題を解決する住民組織として「校区まちづ



くり協議会」を設けていますが、近年、この小学校区を単位に、「高齢者ふれあい農園」の開設を進めることで、高齢者と地域の子どもの交流、ひいてはコミュニティの強化を期待しています。今後に向けては就労支援や障がい者雇用との連動も視野に入っています。

### 災害対応への貢献も多大

**井上** 東日本大震災を

機に、都市の防災、災害対応が課題の一つになっています。その意味でも、都市の空間である農地の役割は、以前にもまして大きなものになっていると思います。いかがでしょうか。

**奥ノ木** 昨年、川口市は荒川を挟んで隣接する北区と「災害時における情報交換に関する協定」を締結しました。災害が発生した場合に、相互的に住民を受け入れる協定ですが、川口市も多くの地域で都市化が進んでいますから、市街地に住民を受け入れる余地はそれほどありません。そう考えると、農地の果たす役割は極めて大きい。特に、植木産業が営まれている市の北東部は、受け入れの有力な候補地になると思います。

**藤原** 私自身、阪神淡路大震災後の復旧復興に携わった経験がありますが、大震災が起こると、仮設住宅をどこにつくるか、震災瓦礫をど

こに置くかという問題が必ず発生します。スムーズに復旧復興活動を進めるためにも、いざというとき役立つのが農地空間です。税制をはじめとした制度改正を進めるためにも、まずはその根拠として、そうした公共的な意義を認めることから始めるべきだと思います。

**田中** 大震災発生直後のような混乱時には、得てして土地所有者と連絡が取れずに、仮設住宅の設置なども遅れる場合があります。その意味では、平時から大規模災害を想定した仕組みづくりが重要です。八尾市でも防災農地について具体的に研究してみたいと思います。

**前川** 首都直下型地震は必ず起きます。有効な避難空間であり、防災空間でもある農地の活用は、極めて重要だろうと考えています。その観点から、練馬区では防災訓練に生産者にも参加いただいて、農地を活用した訓練も



伊丹産の新鮮な野菜が購入できる、地元JA設置の「ファーマーズマーケット」(伊丹市)





井上 繁  
日本経済新聞元論説委員

役割を十分、認識した上での  
将来に向けた視点が不可欠

実施しています。

**井上** 都市農業振興基本法の成立を受けて、今後、国や自治体は基本計画の策定を行うこととなりますが、農地保全に向けた具体的な仕組みづくりが極めて重要になりますね。今後の展望についてお聞かせください。

**前川** 区長に就任して改めて分かったことは、都市農業はビジネスとしても成立する、魅力的な産業の一つでもあるということです。ただし、都市農業を都市部で継続させるには、生産緑地であり続けることが大前提です。そのためにも、税制上、財政上の配慮が必要です。私自身も、都内の市街化区域内農地を持つ38の基礎自治体が会員の「都市農地保全推進自治体協議会」の会長として、今後も多くの自治体と連携しながら、都市農業の振興に努力していきたいと考えています。

**奥ノ木** もちろん、市としてのバックアップは重要ですが、都市農業の振興に関しては、生産者本人の努力も不可欠であるというのが私の考

えです。現に、川口市内でも海外への輸出などを進めて、大きな利益を上げている生産者もいらっしゃいます。

ただし、自助努力を大前提にしながらも、後継者不足、農地の貸し借りを含めた遊休農地の活用、税制の問題など、都市農業には乗り越えるべき、多くの課題があるのも事実です。川口市としても、後継者の育成に向けて、平成21年に「川口市農業塾」を開講しましたが、一自治体での対応には限りもあります。ぜひ、生産者が活動しやすく、営農を継続できるような法制度を望みたいです。

**田中** 良好な市街地形成に向けて、どのように都市農業との共存を図っていくか。これが今問われているのだと思います。そのためにも、担い手の育成、ブランド化に向けた簡素な商標登録の在り方、防災農地、生産緑地の指定の緩和など、さまざまな仕組みづくりが求められています。少なくとも、市民農園など、公共性の高い農地については、税制上の優遇措置があつてしかるべきだと思います。

**藤原** われわれ基礎自治体は、地域全体をトータルで見ても、政策を考えます。例えば都市農業に関しても、防災や振興、就労の場など、さまざまな視点から取り組みを考えて、総合的に対処します。

ところが国はいまだに縦割り行政から抜け出ることができていません。現に、都市農業を担当する部署さえも、明確になっていないでしょう。この4月に成立した都市農業振興基本法が、内閣提出ではなく、議員提案だった背景には、そういう事情もあったと思います。その意味では国の機構上の問題は大きい

です。いずれにせよ、農地の公共的機能をどう国は判断するのか、その点が問われるのではないかと思います。

**井上** 防災を含めて、都市農業の公共的意義についてご議論いただきました。就労支援における都市農業の活用など、地方自治の現場を預かる市区長ならではの意見も出されました。今後の都市農業を考える上でも、重要な視点だと思います。

同時に、都市農業が果たす役割を、国はもとより、農業に従事されていない市民・区民にも伝え、理解を促していくことも重要だと思います。今後とも各都市が連携を深めながら、都市農業の振興を進められることを願っています。本日はどうもありがとうございます。

(平成27年7月14日、全国都市会館にて開催)

本コーナーは隔月掲載となります。次回は1月号に掲載予定です。







# 特集

## 地域自治組織による 住民本位のまちづくり

地域審議会・地域自治区・合併特例区などの法令に基づいた組織だけでなく、自治会や町内会、学校区単位のコミュニティ、NPO組織など、多彩な「地域自治組織」が全国的に形成され、住民自らが地域課題の解決策を立案、実践する例が増えています。都市自治体も活動資金を助成するケースや、子どもや老人の見守り活動、治安活動、コミュニティビジネスの展開など、地域の実情に合わせた取り組みが推進されています。

今回の特集では、地域自治組織の可能性と自治体の支援策、さらに各種の自治組織と連携し活発に地域活動を展開する都市事例をご紹介します。

寄稿 1

地域自治組織の新たな潮流と可能性  
～地域創発の場づくりと自走する地域自治組織へ～

首都大学東京大学院社会科学部研究科教授 大杉 寛

寄稿 2

誰もがまちづくり活動に参画できる  
新たなシステムの構築を目指して

越前市長 奈良俊幸

寄稿 3

What's 豊中スタイル？

豊中市長 浅利敬一郎

寄稿 4

小規模多機能自治によるまちづくり

雲南市長 速水雄一

寄稿 5

西予市版小規模多機能自治への挑戦

西予市長 三好幹二

# 地域自治組織の新たな潮流と可能性

## 地域創発の場づくりと自走する地域自治組織へ

首都大学東京大学院社会科学部教授

大杉 覚 おおすぎ さとしる



### 新たな潮流としての 地域協議組織の普及

住民を起点として、基礎的自治体である市町村よりもより身近な単位に設けられる組織を地域自治組織と呼ぶ。

地域自治組織をめぐる動向を振り返ったとき、近年顕著にうかがわれるのは、まちづくり協議会など地域協議組織タイプの導入が都市自治体の間で急速に普及したことである。都市自治体の約半数が同タイプの制度を導入しているという調査報告もある。<sup>1)</sup>

### コミュニティ意識の希薄化と 人口減少社会のインパクト

地域自治組織の代表的な存在といえば、町内会、自治会、それらの連合組織など、地域住民相互の親睦等のために自主的に組織された地縁団体であり、現在でも主要な地域自治組織であることに変わりはない。

ただし、こうした地縁団体については、既に高度経済成長期を経た1970年代初頭には都市部を中心にコミュニティ意識の希薄化が進んできたことで、その存在の揺らぎが指摘された。そして昨今では少子高齢化・人口減少が地縁団体の存立を脅かしていると言っても過言ではないだろう。例えば、町内会長などに、「現在、町内会ではどのような課題がありますか」と尋ねれば、自治体の規模、都市度などの相違にかかわらず、一様に、「役員の新しきなり手がない」「若年層の活動参加が少ない」「地域住民の高齢化が進んで活動に支障がある」「加入率が低下している」と回答するだろう。

所在不明高齢者問題や無縁社会など高齢者を取り巻く社会問題が提起される一方、東日本大震災後は地域コミュニティに対する認識を一変させ、地域の絆づくりの重要性が強調されるようになった。高齢者医療・介護を地域ケアとして地域に根付かせたり、しっかり

とした防災体制を整えたりする上では、ソーシャル・キャピタルとしての互助の厚みは無視できない。互助の主たる担い手である地縁団体の役割は非常に大きいことからすれば、地縁団体に期待される役割と実態とのギャップが問われているといえる。

### 地域協議組織の形成・展開へ

さて、近年の地域自治組織をめぐる新たな潮流として、地域の包括的な課題を解決するために、地域住民の連携を図ることを目的に結成される地域協議組織が注目されてきたことは冒頭に述べた。地縁団体とは密接にかかわりを持つが、一般の町内会などに比べるとその範囲（エリア）は一般により広域であり、町内会の連合組織の単位や小学校区、あるいは、合併を経験した自治体では旧町村単位であることもある。また、扱われる事柄（テーマ）も、地域協議組織の構成員に、町内会などの地縁団体、地域内

の諸団体（教育、福祉、環境、文化・スポーツなど）の代表者を含むのが通例なので、広がりを持つ。

地域協議組織のタイプに属する地域自治組織の嚆矢は、コミュニティ意識の希薄化が指摘された1970年代に国が打ち出し推進された、コミュニティ・センターを地域活動のコアとしたコミュニティづくりや、1980年代に地域レベルからのまちづくり活動として活発な展開が見られた住区会議活動などに遡ることができよう。

その後、地方分権の推進の文脈で、地域のことは地域で決めるという自己決定のロジックが強調される一方、平成の大合併では、実務的には、合併協議の中で自治体間での地域自治の仕組みの調整という、合併の成否を分けかねない課題として立ち現れた。合併後の新自治体づくりにも地域コミュニティづくりの議論は欠かせない論点として提起されたのである。

また、合併のいわば激変緩和措置として、都市部に編入される旧町村部を単位に合併特例法による地域審議会のほか、地域自治区や合併特例区が導入され、合併にかかわらない一般制度として地方自治法上の地域自治区も法整備された。これらには諮問機関的な協議組織が設けられるが、実際にはその活動範囲は諮問機能を超えて、自主的な地域づくりを目指した地域内の連携を協

議し、時に実践に向けた場へと発展している場合も見受けられる。

法令に基づかず、自治体条例などにより、独自のまちづくり協議会等の組織を設置する動きも活発化してきた。合併自治体かどうかにかかわらず、地域協議組織のタイプの地域自治組織が全国にわたり広く展開しつつあるのは、先述の通り、町内会などの地縁団体や個別の地域団体も活動を支えられなくなっていることや、地域の自主性や裁量を尊重し拡充しつつ、行政面での効率化を図ろうという動きと相まって、小学校区などより広い単位でこれら組織を包括し再編し、併せて各種団体に支出してきた零細補助金を統合して交付金化する顕著な動きとして現れてきたことによる。

### 自走する地域自治組織に向けた支援とその考え方

ただし、地域自治組織の在り方は地縁団体中心から地域協議組織中心へと直線的に切り替わったとか、またそうあるべきだと主張しているのではない。むしろ、地域協議組織をプラットフォームとして、地域コミュニティをベースとした共助の仕組みが定着することで、揺らぎつつある互助（地縁団体）や縮減に向かう公助（行政）を適切に補完するとともに、互助、公助を再び賦活できると問われるのである。

地域から内発的・自生的に地域協議組織のタイプの共助の仕組みがつくりあげられる例（例えば、地縁団体の連合組織が中心となって各種団体に声を掛け、連携することで共助に向けたプラットフォームをつくり活動する例など）もないわけではないが、やはり地域内部で地縁団体やNPOをはじめとするテーマ型の組織を糾合することは容易ではない。そこで自治体の支援によって、共助の仕組みとしての地域協議組織を立ち上げ、自走できる組織づくりのための基盤を整備することが要請される。

具体的には、組織づくりのために必要となるヒト、モノ、カネ、そして、権限といったリソースの調達への支援にかかる課題である。ヒトでいえば、何よりも地域住民が関心を高める必要がある。地域資源の発掘や課題の発見のためのワークショップを開催したり、先行地域を視察するなど、住民意識の醸成に向けた取り組みを行ったり、地域自身が自主的に行えるように手法を伝授したりするのも重要な支援策である。また、組織を切り盛りする上で事務局の存在は重要であり、事務局員を採用するための人件費の補助を行ったり、情報伝達面を含めて包括的にサポートするために地域担当職員制度を導入して行政との連携を緊密に取ったり、<sup>2)</sup>あるいは、事務所となる施設の指定管理者に地域を指定することでヒト（事

務局員の採用)・モノ(活動拠点の提供)・カネ(活動費用の助成)をセットで確保するなどの工夫が重ねられてきた。

こうした個別の支援策の中からいずれのメニューを選び、どの程度まで行うかは、地域協議組織をいかなる目的を持つ組織としてとらえ、制度設計するかによる。これは論理的には2つの軸で組み立てられる。

一つは、地域住民の参加による合意形成の機会の保証に関する軸であり、ローカル・デモクラシー(地域民主主義)にかかわる側面とも言い換えられる。地域協議組織の果たす役割を、意見表明機能(地域のさまざまな声を表出する場を設ける。自治体はこれとは異なる意見を採用することもできれば、聞き置くこともできる。地域での合意形成までは必ずしも期待しない運用も可能である)にとどめるのか、審議機能(行政からの諮問事項に対して地域での合意を調達する機会を設ける)を認めるのか、さらに進んで議決機能(地域が自ら地域課題に対して解決に向けた合意形成を行う)を備えたものとするのか、制度設計は多様に想定される。

合意形成の機会の保証の程度を高め、地域協議組織の役割を高めれば高まるほど、地域協議組織の代表性をどのように担保するのか(例えば、新潟県上越市での投票による地域協議会委員の選任)、地域協議組織の区域の

構成員を世帯とするのか住民とするのか(一人一票制)、「区域の住民」をどのように定義付け、法的根拠を与えるのかなどの論点が浮上し、制度設計で対処する必要がある。

いま一つは、地域サービスの提供主体としての権能の保証に関する軸である。地域サービスの提供は自治体が直接実施し、地域協議組織は合意形成機能にのみその役割は限定されるのか(例えば、地域で決められる予算枠を設け、自治体が執行する仕組み)、地域協議組織が地域の各種団体等と連携するなどして、自治体のパートナーとして委託契約や指定管理者制度を通じて行政事務実施の受け皿となるのか(自前の予算を持つ)、さらには、行政権限の移譲を受けたり、自主的な事業を起業したり権利主体として多様な事業展開に取り組むのかなど、さまざまなケースが想定される。地域協議組織をNPO法人化するなど法人格を取得したり、さらには地域経営にふさわしい法人格の創設を目指す動きが地域発で急展開したりしているのも、こうした文脈においてである(例えば、全国的な組織に急成長している小規模多機能自治推進ネットワークやその事務局を果たす島根県雲南市の地域自主組織の活動は代表例である)。

合意形成の機会やサービス提供権能の保証度合いを高めれば高まるほど地域協議組

織は、いわば準自治体化する。いわゆる地域内分権である。国への働き掛けを含め、法的根拠付けなどでは自治体のサポートがカギを握ることになる。実際、欧米では一定規模の都市自治体には地域協議組織の設置を法的に義務付けたり(フランス)、基礎的自治体の下位自治体としてコミュニティ自治体を設けたりしている(イギリスのパリッシュ)。他国の事例とはいえ、より広い観点から地域自治組織のあり方を考える際の参考になるだろう。

## 地域創発の場づくりに向けて

現在、国・地方を挙げて地方創生の取り組みが進む中、筆者は地域資源を有効に組み合わせる新たな価値を生み出す創発がどこまでできるか、より身近な地域コミュニティでの自主的な地域創発こそが地域の将来のカギを握ると考える。その意味でも、住民自らが気づきを得て行動に移すきっかけとなる地域創発の場としての地域自治組織の形成がますます注目される。

- 1) 例えば、名和田是彦「地域コミュニティをめぐる今後の展望」『地域コミュニティと行政の新しい関係づくり』公益財団法人日本都市センター、2014年3月、147頁以下参照。
- 2) 地域担当職員制度については、拙稿「地域担当制は何をもたらすのか」『市政』2013年4月号(729号)、10-12頁参照。

# 誰もがまちづくり活動に参画できる 新たなシステムの構築を目指して

越前市長（福井県）  
奈良俊幸

ならとしゆき



## 自治振興会の概要について

### (1) 自治振興会設置の背景

福井県越前市は、武生市と今立町との合併により、平成17年10月に誕生した市である。

本市においては、昭和50年代、市全域13地区（小学校区）に「明るい町づくり協議会」が設置され、区長や各種団体の長との連携により、地区納涼祭や文化祭などの地域コミュニティ活動を推進してきた。しかし、その活動の中心を担っていた青年団、女性会、壮年会など各組織の加入者の減少に伴い、明るい町づくり協議会の活動低下が見られるようになった。

こうした中、平成14年9月に旧武生市区長会連合会から、地域住民誰もがまちづくり活動に参画できる新たなシステムの構築についての提案（「地域コミュニティ活動の充実」）がされた。これを受けて市では、平成15年1月からその仕組みづくりについて検討を開始し、「地域のことは地域で」を基本理念とした

「地域自治振興事業」に取り組むことにした。そしてその推進母体として、明るい町づくり協議会が担ってきたまちづくりの機能を強化した「自治振興会」を平成16年4月までに市全域13地区（小学校区）に設置した。この自治振興会は、住民自ら策定した地域自治振興計画に基づき、自分たちの地域の身近な課題を解決し、地域住民のニーズに応じたまちづくりを推進することを目的としている。

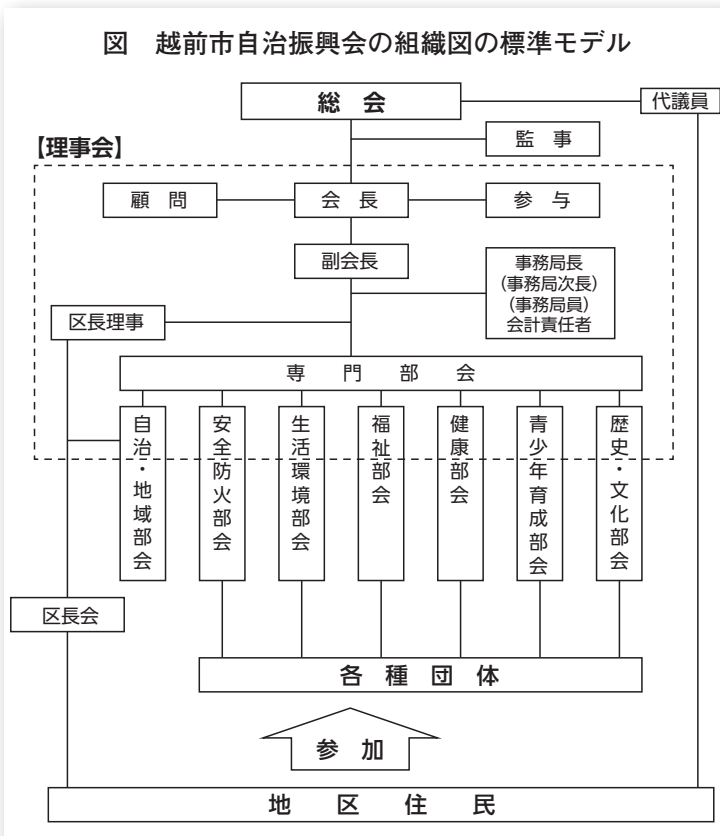
平成17年10月に本市が誕生後、平成18年5月までに旧今立町の4地区（小学校区）でも自治振興会が設置され、これに

より越前市全域17地区に自治振興会が設立されることになった。

(2) 自治振興会の事務局の体制等

自治振興会の組織は、会長、副会長の下に

図 越前市自治振興会の組織図の標準モデル





町内や各種団体からの選出、および公募によるメンバーから成る専門部会が設置され、事務局は各地区の公民館内に置かれている。

自治振興会の事務局には、事務局長、事務局次長、会計責任者等が配置されている。また、役員の報酬は、自治振興会の予算で支給している。なお、その報酬の支給については、各地区の判断に任せられており、地区によっては役員に全く報酬を支給していない地区もある。

### 自治振興会と行政との関わりについて

#### (1) 自治振興会に対する行政の支援体制

本市は、地域社会を支える当事者の一人として、自治振興会と協働して地域のまちづくりを推進し、各地区の自治振興会が実施する事業などに対して支援を行っている。自治振興会の窓口である市民自治推進課は、町内会などの地縁団体に対する支援、市民活動やNPOに対する支援など、市民誰もがまちづくりに参画できるような体制づくりを推進している。また、同課では、自治振興会の連合体組織である越前市自治連合会と連携しながら、相互に連絡・調整を図り、市民自治の確立を目指している。

#### (2) 支援内容

本市では、人的な面と財政的な面の2つの視点から支援を図っている。

#### 人的な支援

平成21年4月から各地区の公民館主事を地域支援主事に併任し、自治振興会の事務を支

援する体制を整え、平成22年4月からは「地域担当職員制度」を導入し、市民自治推進課に4人の地域支援員を配置している。地域支援員は、1人で4〜5地区の自治振興会を担当し、市と自治振興会とのパイプ役を果たしている。地域支援員の主な支援内容は、次のとおりである。

- ・自治振興会および町内会が認識している地域課題の解決に向けた行政からのアドバイス
- ・市の関係課が複数にまたがる地域課題がある場合に、その関係各課との調整

#### 財政的な支援

財政的な支援は、平成15年度より旧武生市において実施してきた地域自治振興事業交付金を引き継いでいる。この交付金は、各地区が策定した地域自治振興計画の事業を実施するため、必要な経費の一部を一定のルールに基づき各自自治振興会へ交付するものである。この交付金は、次の3つに分けられている。

- ・基礎事業交付金（事務局費、一般防犯灯電気料補助、狹隘道路除雪費補助、社会教育講座事業）
- ・協働事業交付金（地区住民のふれあいを目的としたソフト事業や地域施設等の整備事業など）
- ・特別事業交付金（地域の特性を生かした、通常の交付金では実施できない規模の事業）

基礎事業交付金と協働事業交付金は、すべての自治振興会に交付されている。特別事業交付金（平成18年度から実施）は、地域提案型

事業の性格を有し、住民が事業概要や事業目的・効果などをプレゼンテーションし、NPO、学識経験者等の10名以内の審査員で構成される「公開審査会」を経て、事業採択が決定されている。

なお、この交付金の交付に当たっては、自治振興会の運営財源の安定化と適正化を図るため、次のような制約を設けている。

- ・自己財源（町内会などからの会費、事業参加費等）は2割以上
- ・繰越金は全体事業費の1/5以内
- ・未実施の事業が生じた場合には翌年度の交付金から減額

### 自治振興会の取り組み紹介

本市における自治振興会の活動として、白山地区の例を紹介する。

白山地区は、市西部に位置し、周りを山々に囲まれた自然豊かな地域である。少子高齢化が地域の深刻な課題となっている「しらやま振興会」は、里地里山の環境を守り希少動植物を保護する取り組み、コウノトリを地域へ呼び戻す活動などを地域全体で積極的に行

平成26年度地域自治振興事業交付金

市全体		1地区平均	
人口(人)	交付金総額(円)	人口(人)	交付金総額(円)
83,889	133,754,000	4,934	7,867,882

い、若い世代が定住する魅力ある地区にしよ  
うと取り組んでいる。

**(1) しらやま振興会の概要**

しらやま振興会は、平成16年2月28日に設  
立され、白山地区を拠点に活動している。同  
地区は、人口1739人、高齢化率34・79%  
となっており、人口は年々減少し、市内で4  
番目に高齢率が高い地域である。振興会の事  
務局は白山公民館内にあり、会員は地域住民  
全員で構成されている。

**(2) 事業の実施体制**

しらやま振興会では、「水と緑に恵まれ、  
自然豊かな里地里山に囲まれたいきいきしら  
やま」という地区の目標を定め、地区の将来  
像を実現するために3年間の地域振興計画を  
策定している。振興会には、ふるさとふれあ  
い部、いきいき里山部、福祉健康部、しらや  
まっこ育成部、安全防災部、広報部、施設運  
営部の7つの専門部会があり、区長会、各町  
内会、地区内の各種団体および事業所からの  
選出と公募による振興委員で構成されてい  
る。また、男女同数を基本として、部長、副  
部長、事務局、会計が部員の互選により選出  
されている。

**(3) 特色ある事業の紹介**

**「うぶやまSATOYAMASTAジオ」**

コウノトリをシンボルとした里地里山や生  
物多様性の保全再生、環境調和型農業の取り

組みなどを広く情報発信するため、20歳代の  
若者を中心としたメンバーが、白山公民館内  
に「SATOYAMASTAジオ」を開設し、毎月  
2回「FMラジオ」とインターネットの動画中  
継サイト「Ustream(ユーストリーム)」を活用  
し、本市近辺の丹南地域のみならず、全国へ  
情報を発信し、「たんなん夢レディオ(たんなん  
FM)」の番組制作を手掛け、地域の魅力を  
生放送で伝えている。次世代を担う若者の参  
加は少ないのが課題となっていたが、地域の  
若者の参画が進むきっかけとなっている。

**「ほたるカフェ」**

毎年6月の土・日曜日に期間限定で、廃校  
になった小学校を活用し、「ほたるカフェ」を  
開いている。地元で採れた減農薬のコメを、  
「ふくいのおいしい水」に認定されている  
解雷けらケ清水しょうずで炊いたご飯や、ホウレンソウと  
米粉のケーキなどを、地区の陶芸家が手掛け  
た越前焼で提供し、「しらやまらしさ」にこだ  
わった食材や器でもてなしをしている。ま  
た、コーヒーは同地区と同様に森林保全や野  
生生物の保護活動に取り組んでいるメキシコ  
とブラジルの農園の豆をベースにし、しらや  
まのイメージでブレンドした「ホワイトマウン  
ティン(白山)・コーヒー」として提供している。

**これまでの成果と課題、今後の展望**

**(1) これまでの成果**

本市では自治振興会を設置したことによ  
り、地区の身近な課題の解決に向けて、住  
民自らがさまざまな事業を実施し、行政に  
頼らない住民主体のまちづくりを推進して  
きた。この自治振興会の取り組みを通して、  
行政に対する住民の意識が、従来の「要望・  
陳情型」から市民参加やパートナーシップを  
重視する「提案・協働型」へ転換を図ること  
ができてきた。

**(2) 今後の課題と展望**

本市では、行政が担っている業務の中  
で、地域が担う方が効果的かつ効果的な事  
業については、必要な仕組みを整備した上  
で、地域に権限と財源を移譲することを考  
えている。このことにより、これまで行政  
が行っていた事業を地域で素早く対応する  
ことができるようになり、住民主体のまち  
づくりがさらに広がっていくものと考えて  
いる。

今後は、協働の担い手として自治振興会の  
役割がますます重要になってくる。この協働  
の推進には、地域において専門分野ごとの人  
材と行政との間をコーディネートできる人材  
が必要になってくる。このため、自治振興会  
と人づくり機能を有する地区公民館との連  
携によって、地域のまちづくりを担う人材の  
育成を図っていくことが重要な課題と考えて  
いる。

# What's 豊中スタイル？

とよなか  
豊中市長（大阪府）

あさりけいいちろう  
浅利敬一郎



〓住んでみたい〓  
〓住み続けたい〓 まち・豊中

豊中市は大阪市に隣接し、大阪都市圏のなかでも早くから良好な住宅都市として発展してきた。市内には東西南北に延びる鉄道や高速道路、空の玄関口である大阪国際空港など交通網が整っており、大阪市内や京都、神戸はもちろん、国内外へのアクセスにとっても便利

な地であり、〓住

み、働き、学び、憩う〓都市としての機能がバランスよく備わっている。

教育文化都市として着実な歩みを積み重ねてきた本市は、大阪大学や大阪音楽大学と連携し、子どもたちをはじめ誰もが身



阪急電鉄梅田駅構内の「とよなか音楽月間」のPRポスター

近に質の高い企画展や講座に参加できる機会を設けている。また、「音楽にあふれるまちづくり」の一環として、「とよなか音楽月間」を設定し、市内の教会や重要文化財などの歴史的建造物を会場に日本センチュリー交響楽団などの協力を得てコンサートを開催。豊中の秋は華やかな音楽に彩られる。

## 独自のコミュニティ政策とセーフティネット

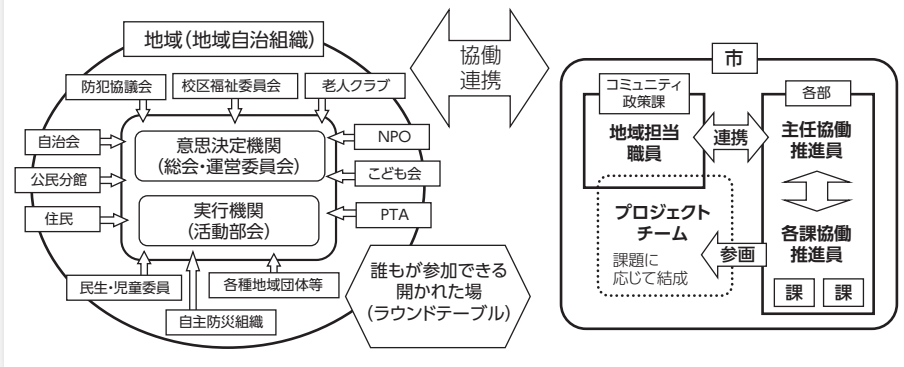
本市のコミュニティ政策の方向は、昭和24年以降、小学校区ごとに地域住民が運営する独自の協議会的な組織である公民分館の設立を進めてきたことに基礎づけられる。公民分館は、当初は青年団中心に運営され、自治会、婦人会等と協力し、地域の清掃活動や文化祭、運動会などに取り組んできた。その後、昭和30年代以降の高度経済成長に伴い、急激な人口集中化とともに定住志向が高まり、昭和35年から15年間で人口・世帯数とも2倍以上に増加。このような急激な都市化に対応す

るために、自治会を中心とするコミュニティではなく、行政主導で子ども会や老人会など、住民のニーズや世代別に団体を組織化するという政策を進めてきた。そのため、公民分館は小学校区における社会教育を担う組織として発展するなど、分野ごとの課題解決が進んだが、多くの団体や組織が地域の中で併存・共存し、行政と地域のつながりも行政の縦割り組織に合わせたものとなった。

また、近年、少子高齢化（高齢化率25%…全国平均に同じ）や情報化の進展、地域に關心を持つ人の減少、近隣関係の希薄化などにより、自治会加入率も50%を割り、地域を取り巻く環境が変化している。その一方で、地域住民が主体となり、子どもや高齢者の見守り活動、自主防災活動など地域の課題解決に大きな役割を果たしている地域も現れ、地域社会では、「地域力」の重要性が改めて認識されつつある。

今後、さらに進むであろう少子高齢化や人口減少の状況下において、地域が抱える課題

豊中スタイルの地域自治システム全体像



住民の参加と協働

は、ますます多様化、複雑化していく。これからは、ますます多様化、複雑化していく。これからも安心・安全に暮らせる都市としてあり続けるためには、市民のセーフティネットを整えるとともに、それを維持するために、市民や事業者、行政など多様な主体が参加し、新しい公共を運営する仕組みづくりを進める必要がある。

本市においては、

平成4年から地域主体のまちづくりが始まり、平成13年に策定した第3次総合計画では「協働とパートナーシップ」に基づくまちづくりの推進」を基本理念に掲げ、あらゆる分野の政策づくりを貫く市政の基本姿勢を設定した。この基本理念の具現化に向け、ラウンドテーブルをつくり市民の皆さんと3年半かけて徹底的に話し合った。そうした議論を経て平成16年に「市民公益活動推進条例」を制定。

この条例の特色は、「地域社会を構成するさまざまな人の参加と協働によって、新しい公共運営の仕組みをつくり、市民公益活動を推進」することをつたったことである。そして、平成19年にそれまでの取り組みを踏まえ、市民の参画と協働によって市政を運営し、地域自治を確立するための「自治基本条例」を制定し、豊かな地域社会づくりを目指した。

条例制定後、本市の持つ「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、地域コミュニティを活性化し、条例に掲げる市民主権の理念に根ざした、市民・事業者など多様な主体の参加と協働による公共運営の実現に向けての指針となる「コミュニティ基本方針」を平成21年に策定。その後、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを推進するための仕組みづくりの検討・検証を行い、平成24年には「地域自治推進条例」を制定し、地域自治システムの運用が始まった。

豊中スタイルの地域自治

地域自治を効果的に進めていくためには、地域においては合意形成の仕組みを整え、行政においては地域と協議し双方向のコミュニケーション回路を整えるといった地域と行政の役割分担や行政の組織体制等を一連の体系「地域自治システム」(上図参照)として捉え、地域特性に配慮した運用が必要であった。

このシステムは、独自の仕組みを採用し、豊

中スタイルと呼ばれるゆえんである。

1つは、地域自治の取り組みは地域住民が主役であること。地域の現状をよく知っている地域で暮らす住民や団体が、地域に必要なことを話し合いながら取り組みを進めるのが、豊かな地域づくりにつながるからである。そうした取り組みにおいて、多様な考え方をうまく取り入れるには、5つの原則(①自主性の尊重と対等の原則、②民主制の原則、③地域の人びとや歴史など地域資源尊重の原則、④補完性の原則、⑤情報共有・参画・協働の原則)による組織運営を必要とした。

2つに、全市一斉に進めることはしないこと。地域の住民や団体が主体となって取り組むため、地域ごとの取り組みペースで、その地域の特徴を生かせるからである。そのため、組織の設立においては、地域自治の原則を踏まえ地域で十分話し合ってから決める。この話し合いこそが合意形成のプロセスとしてたいへん重要である。また、その際、自分たちの住む地域をどのようにしていくかを示す「地域の将来ビジョン」を地域全体で共有することも大切である。

協働推進体制の確立

地域自治を総合的に推進するため、地域と行政をつなぐ窓口として支援や行政内部の連絡調整を行う地域担当職員を配置し、行政の地域課題への対応力の強化を図った。また、行政内部で地域の情報を共有し、課題解決に



地域の魅力をまち歩きで再発見(千里中央公園)

向けて協議、連携していくための体制として、全部局で構成する協働推進本部会議を設置するとともに、各部署に協働推進員を配置し地域担当職員と協力・連携した取り組みを進めている。

### 動き出した豊中スタイルの地域自治組織

本市では現在、41小学校区のうち5校区が地域自治組織の活動を行っている。その設立に当たっては、多様な主体が活動に参加できる環境を整え、地域の課題やその解決に向けた意見交換やまち歩きなどを行い、丁寧な情報を共有し合意形成を図ってきた。こうした取り組みにより組織設立後、積極的な活動につながっている。設立した5校区では、住民の安心・安全な暮らしにつながる防災や防犯

の活動に加え、地域の情報を全住民に届ける広報活動など、それぞれの地域の特性を踏まえた活動が展開されている。

例えば、市の南東部に位置する小曽根小学校区では、東と西にそれぞれ天井川が流れていることや

海拔が低いということもあり、住民の防災に対する危機意識は高く、防災訓練の企画から実施に至るまで、毎回50人程度が参加するワークショップを積み重ねている。また、行政の職員も参加し、取り組みに必要な助言・支援を行っている。そうした顔の見える関係づくりにより、住民の絆が深まることはもちろん、地域と行政の相互理解が進み、訓練において「地域力」がより発揮されている。

一方、千里ニュータウンに位置する東丘小学校区では、公園内の樹木のせん定や歩行者の安全対策など、生活環境や自然環境の課題を「まち歩き」により把握し、環境改善に向けて地域住民の意見をまとめ、地域と行政が協働し環境整備に取り組んだ。特に、樹木のせん定においては、組織設立以前から地域に合った環境整備を地域と行政が協働して進めようとしたが、地域の意見がまとまらず実施には至らなかった。そのため、地域と行政で現地確認や協議を繰り返し行い、地域住民の合意形成を図りながら取り組みを進めた。こうした丁寧な取り組みにより地域住民の賛同が得られ、環境活動に参加する住民も増えた。また、「まち歩き」は地域の魅力を再発見することもできるため、自分が住んでいる町に愛着を感じたと語る住民も多くなっている。

平成24年の地域自治システムの制度創設か

ら緩やかではあるが、地域自治組織を設立し取り組みを進めている校区では、地域の活動に関心を持つ住民が増えるなどの効果も見られている。また、先行する地域自治の取り組みに関心を示す校区も見られ、地域自治への理解は市域全体に拡がりつつある。

### そして未来へ

平成7年の阪神・淡路大震災において本市は、大阪府内で最大の被害を受けた。当時、住民同士の結びつきの大切さが叫ばれたが、震災から20年が経過し、近隣関係の希薄さが深刻化している。そのため、地域自治の取り組みがコミュニティの活性化に大きな役割を果たすことが期待されている。

先述のとおり、本市における取り組みは、制度創設から3年と日が浅い。しかしながら、既に組織化した地域では、地域課題の共有が進むとともに、活動への新たな参加者や運営の担い手が増えるなど成果が現れている。その一方で、より多くの校区に広げっていくためには、引き続き地域との信頼関係づくりを進め理解を深めていく必要があると認識している。

今後、自治都市としての確立に向け、豊中スタイルを大切にしながら、地域の特性に応じた取り組みを住民の皆さんや団体・事業者の皆さんとともに進めていきたい。

# 小規模多機能自治によるまちづくり

雲南市長（島根県）

速水雄一



## いのち 生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり

雲南市は、平成16年11月に6町村で合併した人口約4万人、面積約553km<sup>2</sup>のまちで、全域が過疎地域に指定されている。市内各地にヤマタノオロチ伝承地が点在し、一度に全国最多の39個の銅鐸<sup>どうたく</sup>が出土した加茂岩倉遺跡など、多くの遺跡や神話、伝承が残っており、かつて山間地では、たたら製鉄や炭焼きが盛んに行われていた。人口は減少し続けており、平成22年からの20年間で2割減少するとの推計結果が出ている。高齢化率は平成22年に32・9%（国勢調査）で、もうじき高齢化率4割超の超高齢化社会を迎えようとしている。こうした状況は日本全体が今後迎えようとしており、雲南市は先行して迎えていることから、課題先進地ともいえる。こうした課題に積極果敢にチャレンジし、課題先進地から課題解決先進地を目指しさまざまな施策を展開して

いる。現在取り組んでいるさまざまな課題へのチャレンジのうちの一つが、小規模多機能自治の仕組みである。

### 小規模多機能自治とは

小規模多機能自治とは、小規模ながらもさまざまな機能をもった住民自治の仕組みのことであり、おおむね小学校区域単位で、住民はもとより、あらゆる団体がその地域の課題解決に住民主体で取り組もうとするものである。本市では地域自主組織と称しており、全国各地でもさまざまな名称で取り組まれており、同様の仕組みを小規模多機能自治と総称している。この仕組みは、自治体内のどこかの地域だけが活発になるのではなく、自治体が制度的に導入することにより、全域が活発になりやすいという特徴がある。このため、自治体が果たすべき役割は非常に大きいのもこの仕組みの特徴である。さまざまな調査結果を総合的に勘案すると全国のおよそ200〜300程

度の自治体で導入されているものと推察している。しかし、自治体固有の施策として取り組まれていることから、これまでは相互に情報共有する機会はほとんどなかった。そこで、相互に学び合い、連携していくことが有効だと考え、以前からともに取り組んでいる三重県伊賀市、名張市、兵庫県朝来市、雲南市の4市が発起人となり、本年2月に全国組織として小規模多機能自治推進ネットワーク会議を立ち上げたところである。

### 小規模多機能自治推進ネットワーク会議

この会議の発足時は142自治体等であったが、その後徐々に増加し、平成27年10月1日現在185自治体等（うち自治体172、団体7、個人6）に拡大しており、会員の所在も45都道府県に及んでいる。今後、反響の大きさからさらに拡大していくであろうと見込んでいる。この組織は、小規模多機能自治に取り組んでいる自治体、

あるいは取り組みをしている自治体、もしくは関心のある自治体を中心に賛同するもので結成している。なぜ自治体中心にしたかという点、小規模多機能自治体は自治体が制度的に導入、推進しなければ全域に普及、拡大していくはず、自治体の果たすべき役割は非常に高く、市政運営全般に効果をもたらすからである。

小規模多機能自治体の拡がりには中山間地域のみならず、政令市を含む都市部まで拡がっており、その仕組みはほぼ同様である。従って課題もほぼ共通するが、各自治体でそれぞれ独自の施策として取り組んでいることから、通常は課題を共有する機会さえもないのがこれまでの状況である。そこで、このネットワーク会議を通じて、相互に情報を共有し、それぞれの施策に生かすとともに、外的要因による課題については施策提言していくこととしている。その手段として、メーリングリストでの情報共有や全国各地でブロック会議を開催し、ともに課題解決を図ろうとしているところである。

小規模多機能自治体が進展していくと、単なる地域の運営体というより、いわば地域の経営体に進化していき、本市では適する法人格の取得が課題となっている。こうした現象は、このネットワーク会議の発起人となった三重県伊賀市、名張市、兵庫県朝来市でも同様であり、平成25年度には専門家の方々も交えて4市で共同研究し、「小規

模多機能自治組織の法人格取得方策に関する共同研究報告書」としてまとめている。この中で、現在の日本の法制度ではこうした仕組みが想定されていなかったこともあり、適する法人制度がないという結論に達し、新たな法人制度の創設を提言している。こうした法制度は、数自治体が求めるだけで実現するものではないが、どの自治体でも進めていけば、必ず同様の課題に直面するはずである。つまり全国的に普及・推進していくことが必要で、これがひいては日本全体が直面している人口減・超高齢化社会への解決にもつながるものと考え、全国的に普及・推進しているところである。こうしたことから、機会があれば全国各地で勉強会を開催しており、昨年は衆議院議員会館で国会議員の皆さまとの勉強会も開催している。なお、前述の4市では、視察や出講依頼があればできるだけ受け入れていくことを首長レベルで確認している。その原点には、これからの地方自治体は相互に学び合い、高め合い、相互に連携していくことが必要であるという認識が背景にある。

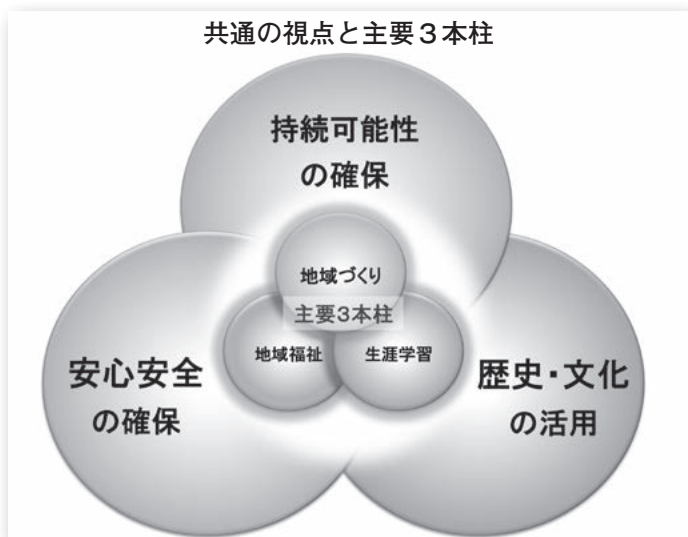
### 基本的な仕組み

小規模多機能自治体の基盤は協働にある。そのためには多様な主体がかかわる必要がある。一定区域内のあらゆる団体がかかわる。その区域は、人口や面積ではなく地縁性が高いことが最も重要で、おおむね小学

校区域、すなわち昭和の大合併以前のムラの単位が一般的な適正区域である。そして、地域の活動拠点施設を核に、住民主体による地域の課題解決に取り組まれている。

### 雲南市の地域自主組織

本市では、合併を機に2年半をかけて住民主体で市内全域に地域自主組織が結成された。発足当初は市内全域で44組織が結成されたが、その後統合や分離がなされ、現在市内全域に30組織がある。平成22年度からは公民館を交流センターに転換し、指定管理を導入するとともに、組織運営や活動に係る資金を自由度の高い交付金として交



付している。

公民館から交流センターに転換する際には賛否両論さまざまな意見があったが、地域自主組織が主体的に活動していくためにはその活動拠点施設が必要不可欠であることから、何度も地域でご説明し、転換にこぎつけた。従来の公民館との違いは、所管を教育委員会から市長部局とし、生涯学習だけでなく、地域福祉、地域づくりの3本柱を中心に活動していくための拠点を位置付けたことである。こうした共通の柱を掲げているのは本市の特徴でもある。なお、ほとんどの交流センターで指定管理制度を導入しており、地域自主組織がその施設を運営管理するとともに、地域自主組織の事務所として活用している。

平成24年度にはさまざまな観点で検証した結果、生涯学習は以前に比べ活発になり、参加者数も増えたとの意見がほとんどの地域から聞かれ、より効果的だということを確認した。一方ではさらに活動基盤を強化するため、平成25年度から直接雇用方式の導入や地域福祉の一体化、従量加算方式の導入、共通の視点の拡大、地域円卓会議方式の導入など、かなり大きな制度改正を行った。現在では、地域自主組織はいわば一つの住民による事業所となっており、消費税の課税対象になっている地域もある。

さらに、地域自主組織はまちづくりのパートナーであるとの認識に立ち、地域と行政が直接、分野別に、対等に協議する場として、地域円卓会議方式を導入している。これは、合併を機に導入していた広く市民の意見をいただくための条例による地域委員会を発展的に解消し、新たに導入したも



地域自主組織取組発表会

のである。

### 雲南ゼミと取り組み発表会

三石田（人と組織と地球のための国際研究所）代表者川北秀人さんの提唱により、平成25年春から小規模多機能自治を考える雲南の集い（通称「雲南ゼミ」）を毎年春と秋の年2回開催しており、毎回全国各地からさまざまな方々が本市に集われている。その最終日には、地域自主組織取組発表会を開催しており、地域の活動事例を地域の方々同士で発表し合い、意見交換し、学び合う場としている。

### 今後に向けて

こうした地域自治の仕組みは、いわば住民自治のプラットフォームであり、アイディア次第でさまざまな展開が可能となる協働の基盤であり、自治の復権とも言える。全国各地でこうした仕組みが導入され、いけば各地域の個性や価値が発揮され、その集合体としても市全体、さらには日本全体の活力につながるものと考えている。地方創生の一丁目一番地は地方にあり、それを成し遂げていくのはわれわれ自身であるとの認識に立ち、これからも相互に学び、相互に高め合い、弛まなく歩みを進めていきたい。



# 西予市版小規模多機能自治への挑戦

西予市長（愛媛県）

三好幹二



## 多様性が魅力のまち

西予市は愛媛県南予地方に位置し、気候は比較的温暖ですが年に数回は積雪もあり、多いところでは1m以上も積もります。面積は515km<sup>2</sup>の広大な面積を有し、西は穏やかな宇和海に面し、東は四国カルスト台地に連なる山々が広がり、臨海部から内陸部の平野、そして山間部までの標高差1400mという標高差と変化に富んだ地形から、美しく豊かな自然環境と景観を誇ります。このような海から山までの多彩な景観をはじめ、古い街並みや無形文化財など貴重な歴史文化遺産も多くあります。さらには地質学的にも有名な黒瀬川構造帯が、市の東西を横断しており、平成25年9月に認定された「四国西予ジオパーク」が地域資源の豊かさを物語っています。

ジオパークの認定には地域資源のみならず、そこに住む人々のかかわりや営みが要求されます。市民の参画なくして、ジオパークの存続は難しく、これからも身近にあるジオ

パーク資源を地域の宝であると認識し、まちづくりを生かしていくことが望まれます。

そんな市民の主体的なまちづくりへの参画を促すために始まったのが、「せいよ地域づくり交付金」です。「自分たちの地域を、自分たちの手で」を基本理念に、小学校区単位で構成される「地域づくり組織」が主体となるまちづくりで、市内の分権改革を目指しています。

## 地域づくり交付金の始まり

平成16年4月に5町による合併をした本市ですが、合併当初は人口4万7000人程度でありましたが、平成27年8月には4万6000人にまで減少しています。毎年550人ほど減少していることになりました。合併以後、特に周辺部の自治会からは、人も権限も財源も中央に集約されて、過疎化が加速したという意見や、地域の声が届かない、情報が伝わらないといった意見が多く寄せられ、そこに住む人々の「誇り」まで失われよう

としている状況がありました。さらに平成23年5月に新庁舎を市の中心地である宇和町に建設したことで、これまでの総合支所方式から本庁支所方式に機構改革を実施し、機能の集約と権限の集中を図りました。

このように必要なものの集約化と並行して、分権を推進した事業が、せいよ地域づくり交付金です。昭和の大合併の前には、小学校区単位で「村」が存在していました。そこには、役場が身近に存在し、行政機能と自治機能が相互に補完しながら、生き生きと生活している村社会が存在していました。ここに再度息吹を与え、それぞれの地域が主体的にまちづくりを推進することができる仕組み、すなわち「市内分権改革」が必要と考えた訳です。

従来の「補助金」ではなく、用途を制限しない自由に活用できる「交付金」を小学校規模の地域づくり組織に交付します。配分は、均等割2、人口割6、面積2により配分し、平均すると1地区300万円ほどになります。事



「食堂ゆすかわ」でおもてなしもする特産品開発グループ「リコピンズ」の皆さん

業推進のため地元出身職員2名、4名を地域担当職員として配属させ、サポート体制を築いています。財源と権限の一部を地域に移譲したことにより、住民主体のまちづくりを推進し、身近な地域課題の解決や活性化のために活用されています。

平成23年度から始まったこの取り組みも5年目を迎えており、さまざまな活動が展開されています。例えば、城川の高川地区川津南では、地区の公民館分館内にサロンを開設して、子どもたちやお年寄りが気軽に集う場が提供でき、そこでカフェを開設しています。また、ジオポイントでもある穴神鍾乳洞への観光客を地域住民が手作りピザでおもてなしするなど、平成26年度に

はこの小さな集落に1000人以上の視察団が訪れました。数年前には考えられない状況にまで成長しています。

### 規格外産品が地域ブランドへ

これらの活動は、当事業の予算だけに留まってはけません。小学校規模のコミュニティ組織が構築されたことで、国レベルの多様な補助事業に着手することが可能になりました。

その中の一つ、人口約350人、遊子川地区の取り組み事例について紹介します。当地区の産業は大玉トマトが主要産業です。ミツバチを利用した授粉や減農薬栽培などにも積極的に取り組み高品質化を図ってきました。酸味と甘みのバランスの取れた品質の良いトマトは生産できるのですが、一方で集荷できない規格外品も多く、大量に廃棄処分している課題がありました。この課題に目を向けたのがトマト農家の女性を中心とした特産品開発グループ「リコピンズ」です。紆余曲折の中トマト酢(醸造酒)作りに成功後は、トマトケチャップ、トマトドレッシング、トマトゆずポン、青トマトの粕漬けなど、次々と開発に取り組んでいます。いずれの商品も地域のアイデアや自家で手作りしていた技から誕生した商品であり、安全で美味しいと好評を得ています。

また、これら特産品を加工する加工場と食事を提供できる農家レストラン「食堂ゆすかわ」

わ」を旧JA遊子川支所の遊休施設を利用して整備しました。毎週水曜日および第4日曜日に営業を設定し、営業日以外は無人のオーブンカフェとして地域の交流拠点となりにつながっています。

さらに、これらの取り組みを映画という形で自主制作しました。多くの住民が出演するだけでなく、ロケの協力やスタッフへの炊き出しなど地域住民が一丸となってかわったことで気運の醸成につながりました。映画内容は、農山村の素朴な風景と遊子川の人、地域を愛する想いが表現され過疎地の現状が視覚的に伝わってきます。また大玉トマトを使った、ピザやパスタなど数々の料理が登場し、トマトの魅力が十分に伝わる内容になっています。この映画がメディアで取り上げられ大きな話題となり、現在では各自治体や団体等から上映会の依頼が頻繁にあります。映画を観ては「食堂ゆすかわ」に訪れるといった相乗効果が生まれ、遊子川のファンが着実に増えているのです。

この取り組みの財源は、総務省過疎集落等自立再生事業の採択を受けたものです。住民主体の地域づくり組織があるからこそできる分野であるといえます。

### 見えてきた課題

このように住民が主体となって地域づくりが盛んになり、地域活性化が図られる一方で新たな課題も派生しています。現在本市で

は、交付金事業のさらなる飛躍のため、制度の見直しを考えています。地域円卓会議を実施して住民の声を施策につなげようというものです。その地域の声としては、

●収益事業がはじまり、地域が事業運営する組織体制の在り方

●地域づくり活動が盛んになり、逆に負担に感じている。行事や役職の見直しの必要性

●どんなにがんばっていても、過疎化は進んでしまう。人は減ってしまふ

●公民館が拠点だが、生涯学習の域を超えた活動が中心となっている

●自治会と地域づくり組織の関係性が明確でない

●行政と地域づくり組織との関係性や役割分担が明確でない

など、課題は多岐に渡ります。

合併により広域行政となった自治体においては、行政の一律的な補助事業や統治機能では調整が困難な時代になってまいりました。人口減少、少子高齢化が進展する中であっても、住民が豊かさや便利さを実感できるために、仕組みを変えていく必要があります。

過疎地が生き残っていくためには、地域を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しなければなりません。今、まさに「変化に対応できる地域力」が求められています。日本が初

めて経験する急激な人口減少というインパクトに対応できる、住民主体の組織体制の構築が過疎地には必要なのです。地域力のある組織が、豊かな田舎を運営し魅力を発信するのです。これらの取り組みが地方創生であり、人口減少解決の糸口になるものと考えています。

### 住み良い豊かな地域に向かって

市内中心部である宇和町には高速道路の延伸や買い物などの利便性、宅地や農地が豊富であること、どの地域も通勤圏内となる南予の中心という強みから、軒並み人口が減少する過疎地において、人口が維持されている稀な地域です。この現象は自然にコンパクト化が図られているとも言えます。この地理的要因は本市の強みであり、まちづくりを考える上で核となるものです。

地方創生という人口構造の大転換を目指す動きがあります。これは国民一人一人がその趣旨を理解し自分のこと、また家族のこととして真摯に受け止めて考えていかなければならないでしょう。おそらく人間は、暮らしの豊かさを求めて成長し続ける動物です。目指す豊かさの方向性が、これまで同様の経済成長一辺倒の路線から、少しずつ切り替える人々が生まれてくる必要があるのだと感じています。地域の中で話し合うと、自分たちの地域がそれなりに豊かであればよいという考

えにたどりつきます。地域で採れる米や野菜が小さな循環の仕組みの中で、需要と供給のバランスが保たれるしくみであり、成長しつづけなくてもよい生き方もあるのだということ、経済がすべてではないことを実は田舎の住民はみんな知っているのです。

今年、地域づくり組織の2地域で面白い取り組みが始まりました。山間部の高川地区と沿岸部の周木地区による、野菜と魚の物々交換です。地域おこし協力隊が活動の運営を担っています。週に一度、海から山へ、また山から海へ、豊かな「ジオの恵み」が届きます。買い物に行けない地域のお年寄りには、新鮮な野菜や魚が届く木曜日待ち遠しいと言います。そんなのどかな光景が本来の豊かさであると感じることができないなら、地方創生は成功するのではないのでしょうか。

これからの時代、子育ても介護も健康づくりも、そしてまちづくりも、これまでの行政主導型の在り方から住民が主体となって、身近な地域課題を身近な組織が解決していく、小規模多機能自治の時代であると考えています。

その母体となる地域づくり組織にはさらなる「地域力」を求めているところであり、せいよ地域づくり交付金の見直しを図りつつ、市内分権改革を今後も推進していく考えであります。



# 協働と支え合いで目指す 絆のまちづくり

## 市民協働で創る条例が まちづくりの起点

湖南省は平成16年10月、旧甲賀郡石部町と甲西町の2町合併による新市として誕生した。湖南省の名称は琵琶湖の南側に位置し、旧甲賀郡などの周辺一帯が古来、湖南地方と呼ばれてきたことによる。市域は琵琶湖に直接面してはいないものの、琵琶湖への流入河川としては最長の野洲川が市域を東西に横断しており、琵琶湖とつながっている。

野洲川の南岸には旧東海道(国道1号線)とJR草津線が走り、旧東海道沿いの旧石部町はかつて東海道五十三次の51番目の宿場町(石部宿)として栄えた。東海道は52番目の宿場町・草津(現草津市)、県都・大津市を経て五十三次の終点・京都に至る。

京都まではほとんど指呼の間、文字通り地続きといえる。さらに大阪からも名古屋から

も100 km圏内にある湖南省と周辺一帯は、東西交流および交易の結節点としての役割をも果たしてきた。

加えて現代の湖南省は名神高速道路の沿線(隣接する栗東市、竜王町にICがある)にも位置することなどから、県下最大規模の工業団地(湖南工業団地・総就労者数約5400人)が立地している。

こうした交通の至便さと、市域の約5割が森林・緑地帯という環境の良さは、湖南省を京阪神圏の好感度の高いベッドタウンとして発展させる要因ともなっている。

このように恵まれた環境にある湖南省は、平成16年10月の新市スタートから、昨年10月で丸10周年の節目を迎えた。

新市誕生とともに初代市長に就任し、旧2町の融合とともに、新市としてのまちづくりを牽引してきたのが谷畑英吾市長だ。

谷畑市長はこの10年間について、「まず新市スタートからの8年間は、市長としての2

期分の時間を掛けて、旧両町ともに苦しんでいた財務体質の改善に力を傾注しました。併せて市政運営についても、市民・事業者・行政が協働して当たるのが当然というところが共通認識になるよう、地域自治の理念をしつかり根付かせていくための努力をこつこつ続けてきました。その両面の方策を通じて、まちを一つにまとめながら体力をつけていった、そんな時期だったといえます」と振り返る。また3期目(9年目以降)に

谷畑英吾  
湖南省市長





紅(黄)葉の美しい善水寺本堂(国宝)

入った現在は「その間に整理され、改めて浮上してきた課題を解決する具体的な仕組みづくりに移行しつつあるところですよ」とも語る。湖南市のまちづくりに関しては、条例づくりをうまく活用してきたところに特徴がある。しかも、機が熟したところで市民とともに条例をつくるため、その内容・理念が官民の共通認識になっている。

今回取材させていただいた「幼児から成人の就労まで一貫して継続する発達支援システム」『市民共同発電所事業』『7つの地域まちづくり協議会によるまちづくり事業』はすべて、



市域中央部を横断する母なる川・野洲川

そうした市民を巻き込んだ条例制定をてこに  
して推進されてきた。

**市民の理解と共感がはぐくんだ  
発達支援システム**

「市民協働で練り上げた条例は、市民にとっても職員にとっても、まちづくりの一種のバイブルみたいな位置付けです。法律ではないが、そこにはみんなが練り上げた精神に裏付けられた、各種の具体的な取り組みの基本条項が盛り込まれています」(谷畑市長)

例えば全国でもまれに見る手厚い障がい者福祉システムとして知られる「湖南市発達支援システム」は、合併から間もない平成18年



東海道石部宿を再現した石部宿場の里(左)と石部歴史民俗資料館(右)



湖南省障がい者福祉の原点は近江学園（校内に建つ母子像「世の光」）

制定の「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」が推進力となっている。

ご承知のように平成17年には「発達障害者支援法」が、翌18年には「障害者自立支援法」が施行されている。湖南省の条例はあたかもこれらの動きに呼応するタイミングで制定されたようにも見えるが、実は国の「発達障害者支援法」そのものが、湖南省の発達支援システムを参考にしていることはあまり知られていない。

「湖南省の発達支援システムは、障がい者および発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期での早期発見から始まり、各ライフステージに合わせた支援を成人期（就労）まで途切れ目なく、隙間なく実施していくための、練りに練った仕組みです。その歴史は平成11年の町民の署名運動をきっかけに平成14年から旧甲西町で始まった、発達支援システムの構築および発達支援センターの開所を起点にして



近江学園の生徒が生み出すアートは世界からも注目のマト（近江学園ギャラリー）

います。さらにその理念の源流として、日本の障がい者福祉および教育の父ともいわれる糸賀一雄氏が創立した近江学園の存在および理念があるのです」（谷畑市長）

近江学園は終戦直後の昭和21年、糸賀一雄氏の手で大津市内に創設された知的障がい児・者のための療育施設（日本初の療育施設で、医療中心の知的障がい児施設としては神奈川県の島田療育園が同時期に創られている）だ。昭和23年の「児童福祉法」の施行に伴い、近江学園は滋賀県立の児童福祉施設となる。さらに昭和46年には湖南省（旧石部町）へと移転し、現在に至っている。

現在の近江学園には発達に障がいを持つ児童・生徒（高校まで）、親の育児困難などによる通学困難児童なども共に生活し、近隣の小



障がい者の作品を貸し出す「アール・ブリュット作品がさりげなくあるまちづくり」事業も湖南省独自の施策（市役所）

中高、同特別支援学級や特別支援学校などに通っている。

障がい児・者が地域と共に生きることを前提とする近江学園の運営理念とその実践は、やがて旧石部町および隣接する旧甲西町などの人々の障がい児・者への深い理解をめぐみ、前述の旧甲西町での発達支援システムの構築へと結びついていく。

国の「発達障害者支援法」の原型となり「障害者自立支援法」にも影響を与えていく、この発達支援システムを生んだ土壌は、合併前から近江学園を核に結びつき、障がい児・者との共生を自然に行うようになっていった旧石部町・甲西町の人々、すなわち湖南省民に通底する深い理解を抜きには語れない。



全国から名物揚げ物が集結する新イベント「あげあげサミット2015」(平成27年9月)

「発達障害者支援法」「障害者自立支援法」に基づいた各種施策・事業を展開中の全国各地の自治体の中には、その具体的な取り組みに苦慮している事例が少なくない。湖南省の順を追って積み重ねてきた長い取り組みの歴史を見れば、それも無理のないことと思われる。だが同時に湖南省のように、基本理念を明確に定め、官民共通の認識を常に高度に持ちながらプロセスをきちんと踏み、具体的な課題を見つけ、その解決を目指すべく取り組みを粘り強く進めていけば、実効性のある障がい者福祉の構築は可能なのだということを、湖南省の事例は物語ってくれてもいる。

「湖南省では乳幼児の段階から支援の必要な子どもを綿密に見つけ、親御さんの許可

を得て、個別の指導計画を年齢に応じて随時つくり、実践していくわけですが、その間、専門機関同士の情報共有を絶対に途切れさせないようにしています。だから幼保から小中高と段階が上がっていても、学校にいちいち説明し直さなくとも把握されている状態が保たれていることになるわけです」(谷畑市長)

日本は今ようやく、国連の障害者権利条約を批准し、その締結に向けた国内法制度の一環として、すべての国民が障がいの有無で分け隔てされることのない、真の意味での共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法」が平成25年に制定されたばかりだ。平成28年度からいよいよ施行されるわけだが、この有益な法律をスムーズに運用するため、の肝ともいえる「合理的配慮」そのものを、湖南省の発達支援システムは既に行ってきたのだといえるだろう。

そしてその合理的配慮の結実した一つの形として特筆したいのが、障がいのある人をはじめ福祉施策を受けている人などのハローワークともいべき「チャンスワークこなん」事業である。市役所入口に設置された「チャンスワークこなん」(平成24年3月開設)には、ハローワークの職員が2名常駐して、相談から紹介までの就労支援にマンツーマンで対応している。また2台の求人情報端末も設置され、利用者は常に最新の求人情報に接することができる。同時に行政は企業や事業者向

けに、障がい者雇用制度や福祉施策などの説明を積極的に行い、関係各課・各機関とも連携しながら障がいの者の雇用促進をサポートし、就労の成果を着々と挙げ続けている。

### 市民共同発電所の先進的な取り組み

発達支援システムと同様、湖南省の先進的事例として、全国から視察の絶えないのが市民共同発電所事業だ。同事業の推進力となっているのは、東日本大震災直後から1年半後の平成24年9月に制定された「湖南省地域自然エネルギー基本条例」だ。

この事業の出発点もまた、平成9年にまでさかのぼる。旧石部町の町民有志が地球温暖化防止の観点から全国初の事業型市民共同発



住基カードで各種証明書が交付されるコンビニ交付(平成27年2月スタート、モデルは谷畑市長)





地元企業(甲西陸運)の屋根を活用した市民共同発電所式号機



市民共同発電所の売電益は「地域商品券」として出資市民に配布

参号機、四号機の設置場所を地域のまちづくりセンター等に決定している。

### 条例で本格化する 地域まちづくり協議会活動

合併10年目に入った昨年4月、湖南市では「湖南市地域まちづくり協議会条例」を制定した。

前述したように谷畑市長は、新市スタートからの2期8年間をまずは合併後の地域の融合期間とし、同時に新市を前提とした地域自治を根付かせるための準備期間ともとらえていた。

そうした観点から平成19年度から21年度にかけて、小学校区を中心に(一部中学校区)、43行政区に分かれる市域を7地区に分類し、地域まちづくり協議会を自主的に発足させていった。同時に市役所の課長級以上の職員を各地区にグループで割り当て、地域まちづくり協議会のアドバイザー的な役割を課すとともに、各地域に通常の交付金を助成するほか、プランごとに配分する地域活性化事業交付金も用意し、各地域の競争意識の醸成にも心を配った。

「合併後の融合を図りながらも各地域のアイデンティティを保ち、それぞれの地域が地域らしさを発揮し、地域の人たちみんなの出番が何らかの形で出てくるような仕組みづくり」(谷畑市長)を根底に置いた、まさに地域

電所(てんとうむし1号・2号)の設立を発端としている。

町民有志の出資でスタートしたこの事業は合併以後、官民協働の事業へと衣替えし、「湖南市地域自然エネルギー基本条例」に基づく「自然エネルギーを活用したまちづくり」の一環として、新共同発電所の設置に至った。その前提になるのは、平成24年7月から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度の活用である。

市民共同発電所の設置場所は初号機(平成24年)を障害者支援施設「パンパン」の屋上に、翌25年には式号機を民間企業(地元運送会社)の屋上にそれぞれ設置。費用はいずれも1口10万円での市民や企業からの出資で賄われた。

保や地域経済の活性化にはあまり効果がない。地元で落ちるのは固定資産税ぐらいです。しかも地域固有の資源であるはずの自然エネルギーから得た売電益を本社に持ち帰るだけで、地元への還元は非常に薄い。私たちはそうした現状を変えるべく、自然エネルギーもすべて地域固有の資源にとらえ、発電して得た売電益は地域商品券にして、出資してくださった市民や事業者の皆さんに還元しています」(谷畑市長)

電力自由化を見据えて地域の自然エネルギー等を活用した施策も立案中だ。

さらに太陽光発電だけでなく、湖南市では今後も市民共同発電所方式による、「間伐材や野菜くずなどを活用したバイオマス発電に手を広げたり、ソーラーパネルの設置を市内に立地する広大なショッピングセンターにも



地域らしさを生かしたまちづくり初年度の成果の一つ、竹林に誕生した「バンブーハウス」(菩提寺まちづくり協議会)

自治の準備期間だった。

こうして各地域まちづくり協議会が、協議会単位の活動の地ならし、足慣らしを約7年間にわたって行ったタイミングで制定された「湖南省地域まちづくり協議会条例」には、湖南省が総合的な地域力を発揮できるよう、区・自治会と地域まちづくり協議会の連携強化、地域力の担い手の幅を広げるための若年層と女性の参画推進、人材発掘、まちづくりセンターを拠点とする指定管理者制度の活用による活動の活性化などを実践し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念を具現化することが目標として掲げられている。

「地域まちづくり協議会条例制定後の活動

は始まったばかりで、今後本格化していくことになりませんが、これまではどちらかという自治会を拡大連携したような、地縁で結ばれた活動が中心でした。7つのまちづくり協議会は小学校区を基本につくっているわけですから、それは当然だし、これからもそれが基本的な単位になっていきます。しかし今後は例えばNPOのような、地区割りと関係なくテーマごとに横断的に結成された団体とのコラボレーションも重要なポイントになっていくことが考えられます」(谷畑市長)



こにゃん市ともコラボして動物愛護を発信する「滋賀県動物保護管理センター」

住民も次第に増え、地縁にこだわらないまちづくりの活動の芽も少しずつ出始めてい

る。条例を得て

さらなる飛翔力

を蓄えつつある

湖南省の「7つの

地域まちづくり

協議会によるま

ちづくり」は、こ

れからが本番だ。

ところで湖南

市は全国の動物

好きの間で、と

ても有名なのを

ご存じだろうか。

湖南省にひittaけた「こにゃん市」という仮想

都市をネット上に立ち上げて情報発信し、県

動物保護管理センターと連携して県内の捨て

猫をなるべく殺処分せず、里親探しなどを本

格的に展開していることが知られているから

だ。障がい者にやさしいまちづくりによつ

て、全国の福祉関係者や障がいを持つ人々か

らも非常に評価の高い湖南省は、動物にやさ

しいまちとしても知られつつあるのだ。

地域エネルギーの生み出す恩恵を市民のた

めに極力使い切ろうとする市民共同発電所事

業、飛翔力II条例を得ていよいよ本格化する

7つの地域まちづくり協議会によるまちづく

りなどと合わせ、湖南省の多彩で独自性の強

い各種まちづくり事業の展開は、これからさ

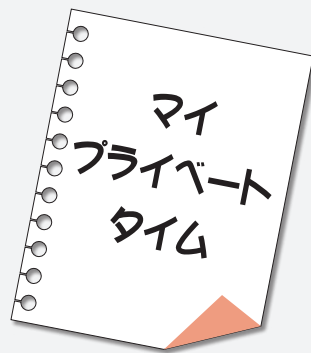
らに注目される。

(取材・文 遠藤隆 / 取材日 平成27年9月10日)

# 人生二度なし

丹波市長(兵庫県) 辻 重五郎

Jyugorou Tsuji



## 座右の銘

私は「人生二度なし」を座右の銘としています。この言葉は私が、兵庫県教育委員会で勤務しておりました時、当時の県教育長の井野辰男先生に随行して訪問した神戸大名誉教授で教育哲学者の「森信三先生」に直接ご指導いただいた真言でした。

まさに人生は一度しかなく、人生の最大かつ永遠の課題である「如何に生きるべきか」のテーマを突き付けられました。その後96歳でご逝去されるまで、何度か直接ご指導いただく機会があり、私自身の50歳以降の人生にも大きな影響を受けたようであります。

一般社団法人実践人の家創立40周年の記念誌にも「森信三先生に寄せて」と題して、その思いを掲載いただいているところでもあります。

平成16年11月に旧6町が合併し、初代市



座右の銘 人生二度なし

長として立候補する際にも、随分と迷いがあり「何をするために自分は市長になるのか」の自問自答を繰り返す時「人生二度なし」の心理の中に答えを見出したように思っています。旧6町の50年に渡る歴史、風俗、習慣、旧町政の特性等々、大きな違いがあり、市役所職員も865名をかかえての出発で1061億円の負債もあり、500km<sup>2</sup>の面積、旧6町の役場を中心とした諸施設がすべて6通りといった新市、丹波市の厳しい誕生でした。

新市の一体感の醸成を第一に考え「心の合併室」を新設し、「心豊かな人づくり」を柱に取り組むことといたしました。丹波市誕生から11年が過ぎましたがいまだに「人生二度なし」の言葉を大切に毎日を真剣に生きているところです。

## 健康管理

平成16年12月6日初登庁と同時に連続する諸行事に追われる中、ちょうど選挙前に台風23号の襲来で大雨洪水に見舞われ3名の尊い命をなくし、山林・田畑に大被害を受けました。災害復旧のため、600m級の山々を国や県の農林関係者を案内して駆け巡りましたら顔色が悪くなり、息苦しさを強く感じ、出会う市民の皆さんから



「健康寿命日本一宣言」の除幕式を行う筆者(左から3人目)(平成18年4月3日)

「顔色が悪いが大丈夫ですか」と声を掛けられる毎日でした。

早速病院へ検査入院をいたし「心不全」の心配があるので手術の必要があると診断されましたが、当分の間は市長職を離れるわけにはいかず仕事を続行いたしました。平成17年6月28日に議会終了後入院をして弁膜症の手術をし、2カ月の入院で全治し9月の定例会には出席できました。

永年の県庁勤務の不摂生が原因であったので、飲酒、喫煙をやめ健康管理第一にしましたので、手術後10年風邪一つひいたことなく、元気な毎日を送っています。病氣

後の生活は、激務な市長職ですが、この気力と程よい緊張感と多忙な毎日が私の生活を規則正しくしているようです。

祝休日も余暇はなかなかとれませんが、このことが私の健康管理になっていると自負しています。

もう年齢も後期高齢者になり喜寿を迎える年となりました。自家製野菜（キャベツ、玉ねぎのスライス等）を毎日食し、肉類を最小限に摂取するといった食生活に気を配っています。もう一点はストレスを溜めないため、適度な軽運動（歩く）や



神戸まつりで丹波市をPRする筆者（平成26年5月18日）

多くの人と話をすることに努めています。今では多くの市民の方が健康相談におみえになります。

## 多趣味

「市長の趣味は何ですか」とよく聞かれますが、これといった優れた技術・特技を持つていない訳でもなく、趣味といえる程熱中して常時楽しんでいる事柄もありません。何をやっても中途半端なものばかりで、これを多趣味と名付けていますが、趣味の欄には「小旅行」などと記します。

将棋・囲碁も3級程度、ゴルフもスコア100が切れるかどうか。書道・絵画も人並み、舞踊も丹波市音頭は浴衣を揃えているぐらいです。

あるとき、久しぶりに休日がとれましたので兵庫県内の宿場町の風情が残る町に小旅行しました折、その土地のおじいさんから「人は八行人生、すなわちハは半分、ヒは人並み、フは普通、ヘは平凡、ホは程々に」と教えてもらったことを思い出します。これは私の人生を語ってくれたようでした。人生無限は禁物、無理をすると必ず歪みが起こるでしょう。私の場合は人並みで良いとしています。これは負け惜しみかもしれません。

しかし、市長職はストレスの多い仕事だと思えます。そんな中、将来に夢を描いて、

全力投球で頑張れることは一度しかない人生を有意義なものにする職だと考えています。また、社会のために役立ちたいと多くの人たちが思っておられる中、市長職こそ最高の市民の先頭に立つことができる立場と考えております。だからこそ社会に役立つ自覚をもって頑張っていく所存です。



丹波市のゆるキャラ「丹波竜のちーたん」と共に

## 自治体と情報セキュリティ

明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長

中 邨 章



### 危機・防災情報のいろいろ

危機や災害が発生すると情報が大きな役割を果たす。ところが、実際にはその処理がうまく行かない。事件や災害の現場に近い自治体ほど情報は手薄になり、情報のゼロ状態が続く。場合によっては、情報のなの中で自治体のリーダーは決断を迫られ、住民を安全な場所に誘導する責任を負うことがある。古くは東海村での原発事故、それに最近では原発被害を受けた自治体の経験など、首長の決断で住民が避難を開始した事例が記憶に新しい。

危機や災害情報にはいくつかの種類がある。啓蒙情報が、その1つである。代表的な事例に、災害に備えた食料などの備蓄がある。自治体や警察、それに消防が提供する情報であるが、対象は不特定で情報が流される期間に制限はない。自治体の市政便

りや新聞の折り込みなど、紙媒体による情報伝達が多い。しかし、最近の調査によると、大震災を経験した後でさえも食料備蓄を行う家庭は2割前後に止まっている。啓蒙情報の伝達は辛抱強い、息の長いプロセスになる。

2つ目は危機情報である。特定の地域に不審者が出没するなどの情報であるが、こうした事案では小学校などのPTAが設定した携帯ネットワークが使われ、それがやがて学校から自治体や警察に届くという手順を踏むことが多い。広報車などが出動し、地域住民に注意喚起を促すのが一般的である。この種類の情報は、場所や対象が限定されるといふ特色があるが、これまでの事例では住民からの連絡情報には誤報が少なくない。自治体は、それをスクリーニングしなければならぬ。住民からの情報は自治体内部で出来るだけ多数の人びとの目に

さらすことが重要である。そうした作業をくり返すことによって情報の精度は上がり、防犯の助けになる。

### 緊急情報の課題

危機・災害情報で最も重視されるのは緊急情報である。土砂災害が発生した際などに住民に出される情報が、それである。この手の情報は対象が比較的、限定されているもの。いつ出するか、タイミングが最も重要になる。大震災以後、津波情報については住民の認識が高まり、早期に対応する姿勢が見られる。ただ、自治体が過度に情報を流すと、「オオカミ少年」に似た弊害が生まれる。自治体の避難勧告や避難指示が軽視され、災害を拡大することがある。要点は、何時、どのタイミングで情報を提供するかであるが、これについて正解はない。関係者の「カン」に頼るところが大きい。それを研ぎ澄ます方法は訓練

# Risk Management

しかないように思う。

最近の土砂災害が示すように、避難勧告や避難指示は災害が起こってからでは遅過ぎる。発出が早過ぎても勇み足という問題が出る。2015年夏に茨城県で発生した豪雨災害では、自治体の出した情報から漏れる地域があった。また、豪雨で防災無線が聞き取れなかったなどの問題も起こっている。いずれも、自治体が図上訓練などを重ね災害への備えがあれば、避けられたか対応が可能であったと思われる事案である。

マスコミ報道によると、堤防の決壊で水害の直撃を受けた自治体の市長は現地対策本部の設置に逡巡をくり返したと伝えられている。住民からの要望で設置を決定したという報道もあった。今回の災害を奇貨とし、首長が率先して防災訓練を実施し、情報処理につき検討することが望まれるケースである。

## 自治体の直面する新しい危機

マイナンバー制度の導入によって、情報セキュリティへの関心が高まっている。個人的にも数年前、正月4日、フィリピンの女性労働長官から「緊急、重要」とタイトルをついたメールが飛び込んできた。何事かと開けた途端、同じ文章が延々と続くスパムであった。しかも、被害は1人に止まらず、多数の友人にまで広がり始めた。その

せいで正月4日の夜から電話が鳴り続け、新年早々、謝罪をくり返す羽目に陥った。

情報をめぐる事故や事件はインシデントと呼ばれるが、フィッシングという手口で電子バンクに侵入する手口、コンピュータのハッキングや情報の不正持ち出し、それにウェブサイトの書き換えなど、情報犯罪の手法は拡大するばかりである。被害者数は1年にして600万人とも700万人とも言われるが、そうした状況が出る中、総務省は2015年3月、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を発表した。

その中で、総務省は自治体職員に対し情報セキュリティに関する認識を深め、セキュリティ政策を忠実に実施することなどを求めている。また、情報セキュリティについて組織体制を確立し、情報資産を分散することや情報管理を徹底することなども合わせ要望している。確かに、そうした指針は自治体がこの先、直面するはずの情報セキュリティ対策にとって必要となるガイドラインである。自治体は情報セキュリティの重要性を全庁の課題として検討することが望まれる。

ただ、ウイルスによる被害や不正アクセスなどは別に、より深刻な問題は職員の「情報管理ミス」や「誤操作」による情報インシデントである。実際には、そうしたヒュー

マンエラーは事故総件数の8割近くを占める。情報処理は便利になった分、入力ミスや人情報の漏洩や流出による損失は計り知れない。この先、本格化するマイナンバー制度で最も憂慮されるのは、この点である。

残念ながら、人為的ミスは必ず起こる。政府も自治体もICT化が進化すれば、それを操作する側の職員の責任が重大になることを徹底して教育すべきである。人間による操作ミスを既定のこととし、それをどの程度、防止できるか、それがマイナンバー制度の導入に際して自治体が検討すべき最大の課題である。

### 筆者プロフィール

#### 中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学バークレー校政治学部卒業(B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士(Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビクトリア大学特任教授などを経て、明治大学名誉教授。

現在、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。

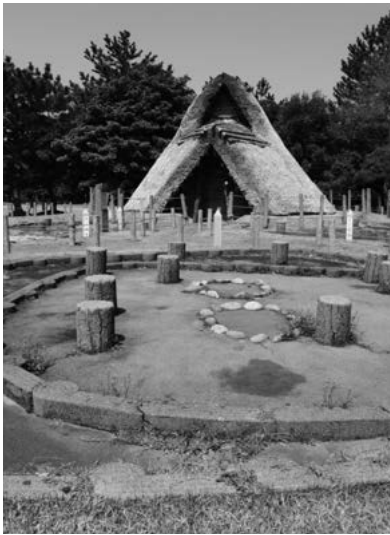
# わが

## 笑顔でふれ合う 和やかなまちをめざして

いにしえより栄えたまち

野々市市は、石川県のほぼ中央に位置し、肥沃な土地と良質な地下水に恵まれた手取川扇状地の北東部にあり、コンパクトながら多くの商業施設が立ち並び、充実した交通網にも恵まれ大変生活しやすいまちとなっています。

歴史は古く、縄文時代の後期から弥生時代初頭の大集落跡である御経塚遺跡(国指定史跡)や、日



縄文時代の後期から弥生時代初頭の国指定史跡「御経塚遺跡」

本最古の通用貨幣「和同開珎(銀錢)」が発見された白鳳時代末の大寺院跡である末松廃寺跡(国指定史跡)が残っており、古くからこの地が豊かな自然に恵まれた豊穡の地で、多くの人々が暮らし、住み続けてきたことを物語っております。

中世の室町時代になると歌舞伎「勧進帳」でも知られている地元武士団の富樫氏が勢力を強め加賀国の守護として野々市に館を構え、そこを守護所として統治しました。加賀一向一揆の支配となる戦国時代前半までの間、加賀の政治、経済、文化の中心として栄えました。

野々市という地名は、1312年に記されたとする白山本宮(白山比咩神社)に伝わる古文書に、水引神人と呼ばれる人たちが

「野市(ののいち)」に住んでいたという記述から読み取ることができ、これが「野々市」という地名の最古の文字資料と考えられています。また、1486年に京都「聖護院」の門跡であった「道興」が野々市に立ち寄った際に「風おくる一村雨に 虹きえて の、市人はたちもをやます」と詠んでおり、当時から、人々が集う「市」として「野々市」がにぎわっていた様子うかがえます。江戸時代には、北国街道の宿場町として栄え、現在でも喜多家(国指定重要文化財)をはじめ、由緒ある家屋が残っています。

### 単独市制への決断

昭和30年から32年に掛けて、一町三村が合併し、現在の野々市の

形になりました。隣接する金沢市などへの通勤、通学の交通の便利さや、区画整理事業により人口が徐々に増加し、コンパクトなまちの中に金沢工業大学と石川県立大学があることから20歳前後の人口が突出して多くなり「若者のまち野々市」の印象を強くしています。自治体の数を減らすため国が進めた平成の大合併が石川県内でもありました。野々市町にも隣接する金沢市との合併問題が浮上していたのは言うまでもないことです。しかしながら、地方自治体の規模は人口5万人から10万人程度が最も効率よく、住民に対してきめ細かい行政サービスを提供することができると、さらに野々市町の財政基盤が極めて強く、今後地方交付税などの削減が行われたとしても影響は比較的少ないことなどから、平成15年2月臨時議会において合併協議会設置を否決し、単独市制の道を選びました。

平成19年6月、私は3期12年にわたる安田彦三前町長を引き継

ぎ、町長に就任いたしました。就任以来、「住む人が愛着を持って誇れるまち」を掲げ取り組んでまいりました。さまざまな問題がある中、市政施行は最大の課題でした。市制施行することが野々市の将来にとって有益となり、住民の皆さんの幸せにつながると確信していたからです。

まずは、国勢調査(平成22年)で5万人を超さなければ、市となる一番の条件は満たされません。国勢調査にかかわる職員はもとより、調査員をお引き受けいただいた皆さん、一般の住民の方々からも、その熱意は感じられ「市政への第一歩は5万人達成」と、その気運が町全体に広がりました。

翌年、2月の総務省統計局からの人口速報集計結果は5万1885人。大きな一歩を踏み出したのです。

## 誕生花は市花木「椿」

2011年(平成23年)11月11日、すべてのスタートの日として「1」のつく日、野々市の「市」につながる日、11月11日の誕生花は市の花木である椿、そして石川県内で11番目の市、ということので、

この日「野々市市」が誕生しました。

行政側が市制施行へと準備を進める中、住民の中から今までになかった活動の輪が広がってきました。市民合唱団の誕生をはじめ、各種団体の活発化、積極的な町内会活動が展開され始めたのです。「町から市になる」ことで、そこに住まれる方々の意識に自信と誇りが生まれたのではないかと思います。

「野々市市第一次総合計画」では「市民協働のまちづくり」「野々市ブランドの確立」を掲げております。「自分たちのまちは自分たちがつくる」という力強い考えが市民協働のまちづくりです。そして、野々市だけが持つ地域の特性や資源を生かしながら、ほかの自治体とは異なる魅力で、知名度や好感度を高めようとするのが「野々市ブランドの確立」です。徐々にではありますが、市全体にこれらのことが浸透してきている手応えを感じています。

## たぐさんの笑顔のために

大学時代、政治学の先生が言われた「政治とは人を幸せにするも

の」という言葉に大変感銘を受けました。政治にかかわるようになってからも、私自身が多くの人の出会いの中で、お互いが「笑顔」でいられることが一番幸せなのではないかと感じています。

5年前の国勢調査より、確実に本市の人口は増加しております。住んでよかったまち、笑顔があふれるまちとなるように、市民の皆さんとともにこれからも進み続けていきます。

## プロフィール

- ◆ 面積 13・56 km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 5万1537人
- ◆ 世帯数 2万2639世帯

〔将来都市像〕人の和で 椿十徳 生きるまち (第一次総合計画における将来像)

〔まちの特徴〕石川県のほぼ中央に位置し、多くの商業施設や医療施設と優良な住宅地が立ち並び、交通の利便性があるまち

〔特産品〕かぶら寿し、だいこん寿し、ヤイコン、キウイフルーツ、キウイフルーツワイン、野々市キウイフルーツピネガー、純米吟醸酒「ichihiki」

〔観光〕国指定重要文化財喜多家住宅、史跡末松庵寺、史跡御経塚遺跡

〔イベント〕花と緑のいち椿まつり、野々市じよんからまつり



野々市市長  
栗 貴章



夏を彩る「野々市じよんからまつり」

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



# わが

## 全国に先駆けた 地方創生のモデルを目指す

ムーミンがやってくる！  
「ムーミン」の世界を体験  
できる施設が世界初進出

平成29年、飯能市にある宮沢湖を中心とした広大なエリア(東京ドーム4個分の広さ)に、「北欧の霧囲気とムーミンの世界を体験できる施設・metssä(メツツア)」が開



北欧の霧囲気とムーミンの世界を体験できる施設:メツツア  
©2015 Moomin Monogatari, Ltd. All rights reserved.

「ムーミン」の作者トーベ・ヤンソンの故郷フィンランドを除き、「ムーミン」を主題とした施設としては、世界初進出となります。

宮沢湖の湖面や森林に代表される雄大な自然は、ムーミン作品のテーマの一つでもある「自然との共生」と合致するとともに、「ムーミン」が棲む自然あふれるムーミン谷の世界を体現するには大変素晴らしい環境となっています。

本市は、メツツアの開設を観光によるまちづくりの核とし、地方創生のこの上ない大きな柱に位置付けています。

また、市内には、北欧童話の霧囲気を感じられる「あけぼの子どもの森公園」があり、市内外から多くの来園者でにぎわっています。

今後、メツツアを中心に、地域の活性化および地域課題の解決を図り、世界中に「夢」と「希望」を届けられるような、世界から注目される元気で明るいまちを目指していきます。

飯能市を積極的に市内外に発信(横浜市中区との相互交流が盛んに)

「選ばれる自治体」を目指して、飯能市の魅力を市内外に積極的に発信し、認知度や求心力、そして訴求力を高めるためにシティブロモーションを展開しています。特に本市では、都市間交流などの積極的な涉外活動を行っています。

平成25年の鉄道5社の相互乗り入れ直通運転により、西武池袋線飯能駅からみなとみらい線元町・中華街駅(横浜市中区)まで、最短95分で結ばれました。これを引きつかけに、起点と終点の関係である本市と横浜市中区は友好交流協定を締結し、行政間、市民間の相互交流とともに、企業間での交流も盛んになっています。こうし

た交流を進めることで、両都市の豊かな地域社会の創造に寄与するとともに、友好と親善を深めるための幅広く充実した交流が行われています。

また、平成26年8月には、この友好交流協定を具現化し、沿線地域の活性化と相互誘客・交流を実現するため、本市と横浜市中区、西武鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、飯能商工会議所、横浜商工会議所の6団体が行政、民間の垣根を越えて連携し、多様性を都市の活力とする「飯能市・横浜市中区友好交流協議会」を設立しました。

本年8月には、友好交流協議会女性部会が発案した事業として、飯能の子どもたちには横浜の海(青)を、横浜の子どもたちには飯能の山(緑)を楽しんでもらう、そしてその保護者にはほっと一息ついてもらえるような、女性ならではの視点が満載な「青と緑の学校」を開催しました。

特に、飯能の子どもたちは、帆船日本丸での海洋学校や横浜中華

街で異文化を体験し、横浜の子どもたちは、自然豊かな飯能でニジマスのつかみ取りや水鉄砲づくりをするなど、子どもたちにも本市と横浜市の地域資源や相互交流を知ってもらおうきっかけになるとともに、貴重な体験を通じて横浜や飯能がより身近に感じられるまちとなりました。

## お笑い、アニメでワクワク!

平成26年4月、(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシーと連携して「日本一のワクワクする街づくり」に取り組むための基本協定を締結しました。

本市の認知度アップと魅力の発信を図るシティプロモーションの一環で、まちづくりや地域の課題解決などにおいて連携し、市民の笑顔と元気あふれる飯能市の創造を推進しています。

「笑い」には、人を元気にする力があります。この笑いの力によって、まちづくり、教育、福祉などさまざまな分野で、本市を元気に明るくワクワクするまちにしようとして取り組んでいます。

市民の皆さんがダンスやカルチャーなどの講座を気軽に楽しめ



(株)よしもとクリエイティブ・エージェンシーと協定を締結

る「飯能アツさらしー学園」では、よしもと芸人によるバルーン教室など特別講座が開催されています。また、平成26年度は、よしもと芸人と市民で作る「飯能市よしもとふるさと劇団」を立ち上げました。公募で集まった子どもから今年配までの44人が劇団員としてふるさと飯能を題材にした喜劇を演じ、市民の皆さんに笑いと元気を届けてくれました。平成28年2月には、第2回目の公演も決定しています。

また、なかに目を向けると、アニメのキャラクターに包まれた「マノスス」フルラッピングバス(路線バス)が2台走っています。このアニメには、本市を舞台に女子高校生が登山に目覚め、成長していく姿が描かれています。アニ

メに登場する天覧山、飯能河原、商店街などには、市内外から多くのファンが訪れています。

## 日本一ワクワクするまちを目指して

今後、元気で、明るく、勢いのある「日本一ワクワクするまち」を目指して、さまざまな施策を展開していきます。特に本年は、市民の皆さんに「うれしい、楽しい、素晴らしい」の3つの「しい(C)」を

## プロフィール

- ◆ 面積 193.05 km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 8万584人
- ◆ 世帯数 3万3750世帯

〔将来都市像〕共に創る 人と緑がやぐまち

〔まちの特徴〕「森林文化都市」として、森林と人とのより豊かな関係が築かれた自然と都市機能が調和したまち

〔特産品〕西川材(杉、檜)、さといも、じゃがいも、のらぼう、お茶、ぶどう、



飯能市長  
大久保 勝



梨、うどん

〔観光〕天覧山、飯能河原、あけぼの子ども森公園、宮沢湖、有間ダム、さわらびの湯、エコツーリズム、アニメツーリズム

〔イベント〕飯能新緑ツアーマーチ、飯能まつり、奥武蔵駅伝競走大会、飯能市よしもとふるさと劇団

実感していただけるような市政運営に取り組んでいます。「飯能に住んで良かった」「飯能って楽しいね」「飯能って素晴らしいね」と市民が実感してくださることが「日本一ワクワクするまち」の実現につながるものと確信しています。

「飯能の再生なくして、日本の再生なし」を合言葉に、全国に先駆けた地方創生のモデルとなるよくなまちづくりに取り組んでいきます。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# わが

# 新たな「新宮市」が誕生して10年 「人輝き文化奏でる都市」の実現を目指す

## はじめに

新宮市は、和歌山県、奈良県および三重県の県境が接する紀伊半島の東南部に位置し、海、山、川



市民とともにいった、緑の防潮堤3000本植樹

に囲まれ、温暖で高湿多雨な気候が生み出す素晴らしい自然環境の中にあります。本市を中心とした熊野地方では、この豊かな自然を背景として「熊野信仰」がはぐくまれました。

古代には神武天皇東征のコースにあって、日本書紀などには熊野神邑くまののかみとして、その名が刻まれています。中世には熊野信仰が全国的に広がり、「蟻の熊野詣」と言われるほどたくさんの人々が熊野速玉大社くまのはやたまたいしゃをはじめとする熊野三山を訪れ、日本有数の聖地となりました。明治以降は熊野材の生産地、製紙業や製材業で繁栄するなど、今日まで熊野地方の行政、経済、文化、教育の中心都市として発展し、望郷詩人とも言われた文豪で、文化勲章を受章した佐藤春夫、芥川賞受賞作家・中上健次、「はとぼっば」「お正月」などの童謡を作詞した東くめなど、多くの著名人を輩出しています。

本市では、平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界文化遺産に登録された地域であり、豊かな自然、深遠な歴史・文化を中心に、「人輝き文化奏でる都市」の実現を目指し、まちづくりを進めています。

## 1人の犠牲者も出さない決意で

近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で未曾有みぞうの災害が発生しています。

本市においても、平成23年の紀伊半島大水害により、14名の尊い命が奪われ、全壊、流失など住家被害も約3000戸に及ぶなど、甚大な被害を受けました。

発災から4年が経過する中、全国各地からのご支援のおかげで、公共施設の復旧もほぼ完了を迎えました。改めまして、皆さま方のご支援に心より感謝申し上げます。

南海トラフ巨大地震の発生も懸念される中、災害に強いまちづくりを進め、「1人の犠牲者も出さない」ことが私に課せられた命題であり、防災・減災対策を最優先とし

て、取り組みを進めています。

## 市民の命を守る

### 「緑の防潮堤」

多重防御により津波の勢いを削ぎ、逃げる時間を少しでも確保するための大浜緑地整備(第二防御ライン)としての緑地帯整備)もその一つです。

改正海岸法において新たに海岸保全施設に位置付けられた「緑の防潮堤」の考え方に基づき、既存の防潮堤の背後に盛土、植樹を行うもので、「命を守る森の防潮堤づくり」を提唱・実践されている宮脇昭横浜国立大学名誉教授のご指導を仰ぎ、平成26年8月にはモデル事業として、3000本の植樹を行いました。

現在、一日も早い完成を目指して関係機関との調整を進めています。

## まちなかにかつてのにぎわいを

かつて本市は、木材の集積地として栄え、商店街をはじめとした

中心市街地は大変なぎわいを見せていました。現在は、ほかの地方都市と同様に中心市街地の空洞化が進み、活力が低下する中、私に課せられたもう一つの命題が、まちなかに昔のぎわいを取り戻すことだと考えています。

本市の特徴として、世界遺産「熊野速玉大社」、国の天然記念物「浮島の森」、国の重要文化財「旧西村家住宅(西村記念館)」「新宮(丹鶴)城跡」など、市街地内に文化歴史遺産が多数存在していることが挙げられます。

こうした文化観光資源を線で結び、観光ガイドの育成・利用促進、案内看板の充実、公共・民間施設へのフリーWi-Fiの導入促進などに取り組み、まちなか観光を推進しています。

おかげさまで地道な取り組みが実を結び、観光ガイドの利用数も年々増加してきました。まちなかを歩く観光客を見かける機会も増え、大きな手応えをつかんでいるところです。

## 熊野の玄関口として

昔のぎわいを取り戻すため、まちなか観光をさらに推し進める

に当たり、その核となるのが、現在整備を進めている文化複合施設です。

本市では、世界遺産として認められた熊野文化を「熊野学」として体系化する取り組みを進めています。文化複合施設はその拠点となる熊野学センターをはじめ、文化ホール、図書館から構成される一大プロジェクトであり、まちなかのシンボルとなる施設であります。

熊野文化の発信拠点として、また熊野の魅力を観るインフォメーションセンターとして、熊野の地を訪れる人々がまず初めに向かう場所となるよう、平成30年度の完成を目指して整備を進めています。

完成後は、文化複合施設からの人の流れをまちなかへと誘導し、ぎわいを創出するため、地域一丸となって取り組んでいきます。

## おわりに

平成17年10月1日に新宮市と熊野川町が合併し、新たな「新宮市」が誕生して、本年10月に10周年を迎えました。

この10年間の歩みは決して順風満帆なものではなく、紀伊半島大水害以降は、ひたすら1日も早い

復旧・復興に向けて邁進してまいりました。

復旧がおおむね完了する中、これからは復興、すなわち災害前よりも魅力的で活力あるまちを作り上げていかなければなりません。新宮市の豊かな自然・歴史・文化、そして私たちの誇りである人情を最大限に生かして、今後も魅力あるまちづくりを進めてまいります。

## プロフィール

- ◆ 面積 255.43 km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 3万507人
- ◆ 世帯数 1万5519世帯

〔将来都市像〕人輝き文化奏でる都市  
〔まちの特徴〕和歌山県の東南端に位置し、熊野川を隔てて三重県と接した山と海に囲まれたまち。また、当地方は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されている

〔特産品〕めはりずし、さんま姿ずし、なれずし、茶がゆ、天台烏薬、熊野の



新宮市長  
田岡実千年



地酒、銘菓

〔観光〕新宮城跡・雲取温泉・浮島の森、静峡、熊野川温泉さつき、熊野川舟下り、熊野古道(大雲取越・小雲取越・高野坂)

〔イベント〕お燈まつり、熊野速玉祭(御船祭)、扇立祭、熊野徐福万燈祭、新宮花火大会、新宮秋まつり、新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会



まちなか観光スポットの天然記念物「浮島の森」

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# わが

## ガラパゴスな資源・人財を磨き 次世代につなぐ元気創造のまちづくり

### ガラパゴスのゆえん

高知県は、西日本一急峻で高さのある連峰「四国山地」で屏風を立てたように瀬戸内圏と隔てられており、前方は遙かなる太平洋。そのような地勢的条件の下、男性は「いごっそう」、女性は「はちきん」と評されるように、独特の文化がはぐくまれ、観光地も食材も埋もれているものがまだまだたくさんあります。

高知県のほぼ中央部に位置する須崎市は、四国一の産業港須崎港を中心に、大正時代には周辺山間地からの木材・木炭など、戦後は石灰石やセメントの移出、農林水産素材の提供地などとして繁栄してきました。言い換えると、人財も含め本市の資源を都会に出すことが第一義で、ガラパゴス的な価値や

文化を磨き上げる努力があまり見られませんでした。高知県内で積極的に進められている地産外商は後者の磨き上げが伴ってこそ地域に本来の効果をもたらすと考えています。そのような中で、少子高齢化が進み人口減少にいかに対峙していくかという時代を迎えました。

### 須崎プライドの形成と 防災対策

本市は、海岸線が約120kmあり、過去より地震津波の被害を受けてきました。東日本大震災のときも3m20cmの津波が押し寄せ、陸部に浸水被害が発生しました。過去の教訓を基に「西日本一の防災都市」を目指し「一人の犠牲者も出さない」取り組みを進めています。国直轄の須崎湾口津波防波堤（1420m）も概成し、防潮堤と

合わせて多重防御の体制が整いました。また、市内87カ所の緊急避難場所整備、教育施設をはじめとする公共施設の耐震化も進展し、津波漂流物からまちを守る「漂流物バリア」も建設しました。

ソフト面では市内全域に自主防災組織が結成され、その活動資金として毎年補助金を予算化しています。小中高の防災教育も全国屈指と評価をいただいております。例えば高知県立須崎高校の生徒が戸別訪問によりアンケートや家具の固定を実施したり、中学生への防災出前授業を実施したりしています。これらの取り組みは、生徒たちと地域のつながりを強固なものにし、社会参画を促進するといふプラス面が大きく出ています。また、前述のハード整備は津波防災観光への道を開いています。地



すさきすきキャラ「しんじょう君」

域の弱みを強みに置き換えていく体制ができてつつあります。

新しい価値の創造としては、本年3月「すさきがすさき産業振興計画」を策定し、産業・移住・福祉・人財育成にわたる53の個別事業を、5年計画でKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルに乗せていきます。特に重視したのが「誰がやるのか」を明確にし、官民でフォローアップしていくことです。

例えば、須崎プロモーション事業として、平成26年の「ゆるキャラグランプリ」で全国4位だった「しんじょう君」（本市で最後に目撃されたニホンカワウソがモチーフ）を活用した取り組みとして、平成27年9月に「ご当地キャラまつりin須崎」を開催したところ、

全国から約6万5000人の方が来場し、規模では全国第4位、中四国では最大のキャラ祭りとなりました。これを5年後に年間経済効果100億円、本市のB-1グルメである「鍋焼きラーメン」と合わせてアジア展開することを目標としています。

また、オリンピックや国体の正式種目であるオープンウォータースイミングや、ドラゴンカヌー・シーカヤックなど、海洋スポーツのメッカとなるよう取り組んでいくこと、若手芸術家の育成と市民文化の調和を目指した「アーティスト・イン・レジデンス須崎」の取り組み、地域リーダーの育成を目的とした「須崎未来塾」の取り組みなどを市民の皆さまと一緒にやっていくこととしております。



B-1グランプリにも参加をしている「鍋焼きラーメン」

ここ2〜3年で、市内の若手を中心とした複数のグループが、自分たちも楽しんで地域を盛り上げたいとの思いで、多くのイベントなどが開催されており、新しい須崎プライドが醸造されていると実感しています。

### 公助としての環境整備

そのほか普遍的な課題として、住民自治をいかに高揚させるのか、企業・他自治体あるいは外国といかに連携していくかなどがあると思います。地方財政は厳しさを増し、今後公共施設の老朽化対策など、市民の目に見えにくい場所の財政需要が大きくなってきます。しかし、その中でも地域独自の新しい価値の創造と育成がなければ地方創生もおぼつかなくなります。本市も新しい価値の創造のための環境整備として、最大の特徴である港湾機能の強化、高台開発、魚市場の再開発、防災対策の強化などハード整備を公助として取り組まなければなりません。それには行政としての連携力と創造力が不可欠であると考えます。職員とともに前例にとらわれることなく「未来へつなぐ元気創造のま

ち」を目指し邁進（まいじん）していきたいと考えております。

最後に広域観光博覧会の宣伝です。平成28年4月10日より12月25日まで、須崎市・津野町・梶原町・中土佐町・四万十町の広域連携で「2016奥四万十博―四国カル

### プロフィール

- ◆面積 135.44km<sup>2</sup>
- ◆人口 2万3176人
- ◆世帯数 1万1055世帯

〔将来都市像〕 未来へつなぐ元気創造のまち

〔まちの特徴〕 四国一の産業港である須崎港を擁し、明治以降、商工業・農林水産業を中心に発展してきたまち。JR土讃線発祥の地であり、3本の国道があるなど、高知県における陸運・海運の交通結節点でもある

〔特産品〕 ミヨウガ、キュウリ、シシトウ、カンパチ、タイ、イセエビ、ウツボ料理、新子（宗田鯉の一年魚）、鍋焼きラーメン、土佐打刃物、石灰石、梱包材、虎斑竹



須崎市長  
楠瀬耕作



〔観光〕 鳴無神社、土佐藩砲台跡、すさぎSATまちかどギャラリー、横浪黒潮ライン、各種体験観光（海洋スポーツ・養殖漁業・農業）、桑田山雪割り桜、坂本龍馬首切り地蔵、鍋焼きラーメンめぐり、磯・船・川釣り、巡航船

〔イベント〕 須崎短縮マラソン、雪割り桜まつり、野見の潮ばかり、須崎まつり、須崎市ドラゴンカヌー大会、新子まつり、須崎うづぼまつり、ご当地キャラまつりin須崎、すさぎオープンウォータースイミング、鯛伊食祭、野見湾元気なお魚まつり、海の駅須崎の魚まつり、アーティスト・イン・レジデンス須崎

ストから土佐の大海原へ」を開催します。この1市4町には四万十川の源流があり、四国カルストから太平洋までガラパゴスな豊かな自然と人情があります。癒しとデトックスの旅にぜひお越しください。心よりお待ちしております。

※ 面積は国土地理院「全国都府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# 全国市長会の

# 動き

10月5日～10月21日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ  
(<http://www.mayors.or.jp/>)  
をご参照ください。

## #1

平成27年度市町村長および  
市町村議会議長総務大臣表彰式に  
おいて永年在職市長を表彰

10月5日、全国町村会館において、平成27年度市町村長および市町村議会議長総務大臣表彰式が挙行され、高市・総務大臣（代理授与・二之湯・総務副大臣）から永年在職（在職20年以上）の現市長8名、元市長2名に対し、表彰状および記念品が贈呈された。

被表彰者は次のとおり。

小池・加茂市長、清水・太田市長、長瀬・北名古屋市長、日沖・いなべ市長、石垣・新見市長、白川・観音寺市長、谷口・嬉野市長、（故）松本・大村市長、河瀬・元敦賀市長、堀・元瑞穂市長。

なお、式典には、本会副会長の内野・海老名市長、また、総務省から二之湯・総務副大臣、あかま・総務大臣政務官などが臨席した。

〔総務部〕

## #2

環太平洋連携協定(TPP)  
協定交渉の大筋合意を受け、  
森会長がコメントを発表

10月6日、環太平洋連携協定(TPP)協定交渉の大筋合意を受け、森会長がコメントを発表した。

コメントでは、環太平洋連携協定(TPP)

協定交渉が、国民生活全般に与える影響等の明確な説明と総合的な国内対策の速やかな実施を求めるとともに、特に、農林水産業については、将来にわたり持続的発展が図られるよう、それぞれの地域の特性に応じた施策を講じるよう求めた。

〔経済部〕

## #3

第2回農地転用許可権限に係る指定  
市町村の指定基準等に関する検討会に  
牧野・飯田市長が出席

10月8日、「第2回農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会」が開催され、本会から委員として牧野・飯田市長（経済委員会委員長）が出席し、「指定市町村の指定基準等」について検討を行った。

〔経済部・行政部〕

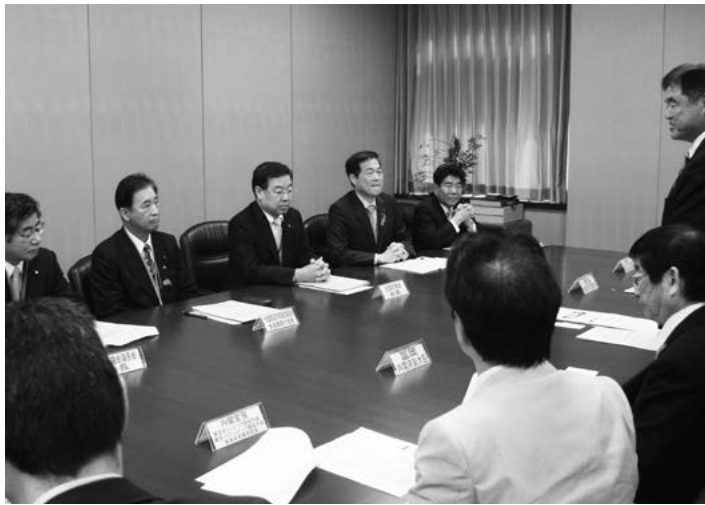


牧野・飯田市長

**#4** 森会長が「遠藤・東京オリンピック・パラリンピック大臣と地方六団体との意見交換会」に出席

10月14日、遠藤大臣と地方六団体との意見交換会が開催され、森会長をはじめ地方六団体の代表者が出席した。

〔社会文教部〕



森会長（奥右から2番目）

**#5** 国と地方の協議の場（平成27年度第2回）を開催し、森会長が出席

10月14日、国と地方の協議の場が官邸で開

催され、本会からは森会長が出席し、「平成28年度概算要求等」地方創生、地方分権改革の推進」について協議を行った。

〔企画調整室〕



森会長（左手前から2番目）

**#6** 清原・三鷹市長が公明党「子どもの医療等検討小委員会」ヒアリングに出席

10月21日、公明党社会保障制度調査会 第3回「子どもの医療等検討小委員会」が開催され、本会から清原・三鷹市長が出席し、子どもの医療費助成に係る国庫減額措置の見直しについて意見陳述を行った。

〔社会文教部〕



高橋・高岡市長

**#7** 「地方法人課税の在り方等に関する検討会（第28回）」に高橋・高岡市長が出席

10月21日、「地方法人課税の在り方等に関する検討会（第28回）（会長・神野直彦地方財政審議会会長）が開催され、委員である都市税制調査委員会委員長の高橋・高岡市長が出席した。

〔財政部〕



清原・三鷹市長